

新	現 行	備考
<p>だい しょう かくこうもく かいせつ 第3章 ガイドライン各項目の解説</p>	<p>だい しょう かくこうもく かいせつ 第3章 ガイドライン各項目の解説</p>	
<p>そうだん し えんたいせい かく ほ I 相談支援体制の確保</p>	<p>そうだん し えんたいせい かく ほ I 相談支援体制の確保</p>	<p>ガイドラインの項目</p>
<p>1 地域の中に、障がい者等のニーズをしっかりと受け止める仕組みがある。</p>	<p>1 地域の中に、障がい者等のニーズをしっかりと受け止める仕組みがある。</p>	<p>ガイドラインの めざす姿</p>
<div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>① 「ニーズ」に共感する相談支援を行うため、訪問などにより、普段見えにくい相談者の生活実態を「見る」という取り組みを行っている。</p> <p>② 障がいのある人や障がいのある子どもが、どこに住んでいても、自らの決定に基づき、身近な地域で日常生活又は社会生活を営むことのできる仕組みがある。</p> </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>① 「ニーズ」に共感する相談支援を行うため、訪問などにより、普段見えにくい相談者の生活実態を「見る」という取り組みを行っている。</p> </div>	<p>ガイドラインの めざす姿を実現する ための機能等</p>
	<p>○ 障がい者やその家族に対する相談支援は、相談者の日常生活全般に渡り包括的に行われることが多く、このような相談支援は、日常生活において発生する様々な不安や困りごとについて、気軽に何でも話せる安心感があってはじめて成り立つものです。この安心感がないと、たとえ地域に相談支援事業所などの相談機関が設置されていても、障がい者やその家族にとっては、相談できる場があることにはならないのです。</p>	
	<p>○ 相談支援では、生活上の困りごとから発生するニーズをしっかりと受け止めて支援につなげていく必要があります。その際、既存のサービスを前提とした支援を考えるのではなく、相談者が望んでいる生活を明らかにし、その実現を支援するという基本的な考え方に立ち、相談者のニーズに「共感」という姿勢が重要です。</p>	
	<p>○ ニーズへの共感とは、相談者の話しを傾聴するとともに、その自宅を訪問したり、つどい場へ一緒に参加するなど、普段、相談支援場面だけでは見えにくい相談者の生</p>	

活実態と真摯に向き合うことから生まれます。
 日々、様々な業務に追われる中、相談支援業務の基本である相談者の話を傾聴し、ニーズに寄り添うということがおそろかになり、ついつい、自分の考えやペースで相談の流れをつくり、指示ばかりしてしまうということも起こりがちです。
 しかしながら、どんなに忙しくとも、相談者の話を傾聴し、また、訪問などによりその生活実態と向き合う中で、そのニーズに共感し、他人ごとではなく、自分のこととして、ともに考えるという姿は、福祉の現場で働く者にとっての誇りであり、相談者のニーズをしっかりと受け止めることが相談支援に携わる職員にとって欠かすことができないものです。

③ 困ったり悩んだりすることがありながら、相談することができない障がいのある方等のニーズを潜在化させないため、地域において、しっかりと相談を受け止める多様な窓口を確保するとともに、必要に応じ、これらの窓口が連携する取組を行っている。

② 困ったり悩んだりすることがありながら、相談することができない障がい者のニーズを潜在化させないため、地域において、しっかりと相談を受け止める多様な窓口を確保するとともに、必要に応じこれらの窓口が連携する取組を行っている。

ガイドラインの
 目指す姿を実現するための機能等

○ 障がい者の中には困ったとの思いを持ちながら、相談に結びつけることが難しい人、又は支援を求めることに抵抗感のある人など、相談支援事業所からは見えにくいところで、厳しい状況に置かれている人々がたくさん存在していると言われていいます。こうしたことから、相談支援事業所を訪れる相談者に対する対応はもちろんのこと、困りごとを抱えながら相談支援につながらない潜在化している人々のニーズをしっかりと受け止める相談支援体制を地域に構築することが欠かせません。地域で暮らす障がい者とその家族のニーズをしっかりと受け止める仕組みを、官民が一体となって、地域の中につくることが、住民にとって安心感のある相談支援体制を構築する第一歩となります。

○ 次にお示しする取組みなどを参考に、地域の中にニーズをしっかりと受け止め適切な支援につなげる仕組みを、地域の様々な関係者等と協力し工夫しながらつくっていくことが大切です。

【取組のポイント】

ア 障がい者やその家族のニーズが集まる所を相談窓口とする方法
 相談窓口があまり寄せられていない場合であっても、担任の教師、共同作業所の職員、かかりつけの医師、手話通訳者などの意思疎通支援者、近所の親切な方

【取組のポイント】

① 障がい者やその家族のニーズが集まる所を相談窓口とする方法
 相談窓口があまり寄せられていない場合であっても、担任の教師、共同作業所の職員、かかりつけの医師、近所の親切な方など、障がい者やその家族にと

意思疎通支援が必要な障がい者の身近

など、障がい者やその家族にとって日常的に一番つながり感がある人には、様々な悩みが打ち明けられていることが多いのです。一方、相談を受けた人たちは、具体的な支援策を見出せないまま、1人で抱え込んだり、悩んだりしていることも多いものです。そこで、こういった方々を地域の相談窓口として位置づけ、市町村が相談支援事業所と連携することで、障がい者や家族のニーズを相談支援事業所に集約する仕組みをつくることができます。

地域に様々な相談できる窓口となる人々がいて、その人が市町村等と必要に応じて相互に連携することにより地域の支援の輪が広がることは、障がい者やその家族にとって、大きな安心感につながります。

って日常的に一番つながり感がある人には、様々な悩みが打ち明けられていることが多いのです。一方、相談を受けた人たちは、具体的な支援策を見出せないまま、1人で抱え込んだり、悩んだりしていることも多いものです。そこで、こういった方々を地域の相談窓口として位置づけ、市町村が相談支援事業所と連携することで、障がい者や家族のニーズを相談支援事業所に集約する仕組みをつくることができます。

地域に様々な相談できる窓口となる人々がいて、その人が市町村等と必要に応じて相互に連携することにより地域の支援の輪が広がることは、障がい者やその家族にとって、大きな安心感につながります。

で支援に当たる「手話通訳者などの意思疎通支援者」を追加する。

イ 地域の様々なネットワークを活用する方法

② 地域の様々なネットワークを活用する方法

地域自立支援協議会の構成メンバー相互の情報交換機能を活用したり、地域で暮らす障がい者自らが作る当事者のネットワーク組織、町内会長、新聞配達事業所、郵便局など、地域で様々な活動をしている個人、団体、事業所と連携し情報を把握する方法も有効です。

ウ 自宅訪問など、相談支援事業所等の機動力を活用する方法

③ 自宅訪問など、相談支援事業所等の機動力を活用する方法

相談支援事業所の相談員が、障がい者の自宅を訪問し直接情報を把握します。例えば、生活環境が変化したことにより支援を必要としている可能性がある障がい者の自宅を訪問することで、相談者の生活上の不安や困りごとに対する理解が容易になり、隠れたニーズの新たな把握にもつながります。

また、困りごとを抱えていても、様々な理由から相談支援事業所に行くことができない障がい者もいます。そのような時、電話等での連絡を受け、相談員が障がい者宅を訪問し話しを聞く仕組みがあれば、ニーズを潜在化させない重要な取組みとなります。実施に当たっては、相談窓口に行くことができない障がい者やその支援者に訪問相談を実施していることが伝わるよう、様々な手段でのPRを行うことが重要です。

(障がい者・家族を取り巻く社会資源例の図)

④ 様々な立場の人々が自由に参加し、障がい者が暮らしやすい地域づくりについて議論するなど、ニーズが集まる機能を持った「場」が地域の中にある。

③ 様々な立場の人々が自由に参加し、障がい者が暮らしやすい地域づくりについて議論するなど、ニーズが集まる機能を持った「場」が地域の中にある。

ガイドラインの目指す姿を実現するための機能等

	<p>○ 地域づくりでは、一つの市町村だけあるいは、一つの事業者だけがどんなに頑張っても、やれることには限界があります。地域に暮らす1人ひとりが地域づくりの担い手であり、思いを共有する人々が様々な役割を果そうとすることで、地域づくりの可能性が広がります。</p> <p>このため、地域で暮らす障がい者とその家族のニーズをしっかりと受け止める仕組みを地域の中につくる取組みの1つとして、住民が自由に参加し、様々な困りごとなどを自由に話し合うことができ、その中から地域課題や様々なニーズを抽出できる機能をもった「場」が地域の中にあることは、ニーズをしっかりとキャッチする上で有効です。このような取組みが、ニーズが集まる機能を持った「場」です。</p>	
<p>【取組のポイント】</p>	<p>【取組のポイント】</p>	
	<p>①</p> <p>※ 釧路市のNPO法人の事例を元にして記載省略</p>	
<p>ア ニーズが集まる機能を持った「場」の運営</p>	<p>② ニーズが集まる機能を持った「場」の運営</p> <p>○ 「話し合い」「願いの共有化」の段階では、「立場を超えてフラットに思いを共有できる取組み」となるよう、また参加者が、参加して楽しかった、また参加したいと感じるような工夫が大切です。そのためには、当事者、事業者、行政など、話し合いの参加者は、「お互いの立場を抜きにして、1人の住民として参加すること」や互いの発言は「その場限りとして、他の場所や外に引きずらないこと」などの約束事をつくり、互いが対立の構図とならないように工夫することも重要です。</p>	
	<p>○ アイデアは出ても実現に向けた取組みにつながらないなど、一般的に「協働」の段階は、最も難しい段階かもしれません。特に、「たまり場」が、地域に特定の活動基盤を持たないお父さん、お母さんを中心とした集まりの場合、目的を共有し合った何人かの中心となるメンバーの存在は必要ですが、一部の人に負担が集中しない仕掛けや配慮が欠かせません。また、市町村の理解と後押しは、地域づくりを進めるための大きな力となります。</p>	
<p>イ 「協働」の取組みは、実現可能なものから始めることが大切</p>	<p>③ 「協働」の取組みは、実現可能なものから始めることが大切</p> <p>○ また、「協働」の取組みは、実現可能なものから始めることも大切です。成功体験を積み重ねることで、自分達の活動の方向性が正しいことの確信や互いの絆が深まり、また、活動を理解する賛同者が新たに出てくることも期待できます。</p>	

⑤ 地域におけるニーズをしっかりと受け止める仕組みづくりに市町村が主体的に関与している。

④ 地域におけるニーズをしっかりと受け止める仕組みづくりに市町村が主体的に関与している。

ガイドラインの
目指す姿を実現する
ための機能等

○ 障がい者の生活上の困りごとは多種多様であり、一自治体や一事業所だけで支援を行うことは困難です。様々なニーズに添った支援につなぐ相談支援事業は、実施主体である市町村と地域の様々な関係機関や個人が協働して取り組むことにより、はじめて効果的な運用が可能となります。このため、市町村は、相談支援事業所と協力して、日頃から、電話一本で地域の関係機関が集まり、相談することができ信頼関係を築き上げることがとても重要です。

○ そういった関係を築くためには、相談支援に関わるそれぞれの機関が、あらかじめ互いの役割を良く理解し、それぞれがしっかりと役割を担っていくことが重要です。相談者のニーズをつないだからといって、全てをつなげた先に任せきりにしてしまっただけでは、信頼関係を崩しかねません。

このようなことから、相談支援事業を委託している場合でも、あるいは、市町村自身が相談支援事業所を運営して、専門機関に協力を求める場合であっても、相談支援事業の実施主体である市町村の役割は極めて重要です。関係機関と協力し、一緒に悩みながら、相談支援事業の実施者として主体的に関わっていくことが大切です。

○ 適切な支援の提供が障がい者等の自立及び社会参加に資することも踏まえ、地域生活支援事業の障害者相談支援事業及び介護給付費等の支給決定事務に係る業務を適切かつ主体的に実施するため、市町村職員においては、一定の専門的知見を身につけるとともに、制度に対する理解を深めることが必要です。

○ 障がい福祉サービスの支給決定の担当職員においては、機械的に事務処理を進めることのないよう、相談支援従事者研修などへの参加を通じて、一定の専門的知見を身につけ、適切かつ積極的な調整を行っている。

○ 市町村において、障害のある方等を取り巻く状況を十分把握し評価を加えた上で、必要に応じて適切な関係機関につなぐなど、十分配慮が必要であり、そのために必要な知見の習得に務めることが必要です。

○ 市町村は、地域の相談支援事業所と連携を図りながら、総合的な相談、地域の関係機関とのネットワーク化を担う地域の中核となる「基幹相談支援センター」や権利擁護、虐待防止の対応に関する総合窓口である「市町村障害者虐待防止センター」の整備を進める必要があります。

○ 市町村は、地域の相談支援事業所と連携を図りながら、総合的な相談や権利擁護、虐待防止の対応、地域の関係機関とのネットワーク化を担う地域の中核となる「基幹相談支援センター」の整備を進める必要があります。

障害福祉計画第43(1)の記載と整合するよう修正

(基幹相談支援センターの図)

◎ 自己決定に困難を抱える障がいのある人や障がいのある子どもが、日常生活や社会生活に関して自らの意思が反映された生活を送ることが可能となるように、本人の意思の確認や、意思及び選好の推定、最後の手段としての最善の利益の検討のための仕組みがある。

※新規

ガイドラインの目指す姿を実現するための機能等

(障害福祉サービスの利用等にあたっての意思決定支援ガイドラインについて(平成29年3月厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知))

意思決定支援とは、自ら意思を決定することに困難を抱える障がいのある人や障がいのある子どもが、日常生活や社会生活に関して自らの意思が反映された生活を送ることができるように、可能な限り本人が自ら意思決定できるよう支援し、本人の意思の確認や意思及び選好を推定し、支援を尽くしても本人の意思及び選好の推定は困難な場合には、最後の手段として本人の最善の利益を検討するために事業者の職員が行う支援の行為及び仕組みをいう。

意思決定を構成する要素

障害のある人や障がいのある子どもの意思決定を構成する要素としては、次の三つが考えられる。

(ア) 本人の判断能力

本人の障がいによる判断能力の程度は、意思決定に大きな影響を与える。例えば、何を食えるのか、何を着るかといった日常生活における意思決定は可能だが、施設から地域移行への移行等住まいの場の選択については、意思決定に支援が必要であるといった事例が考えられる。意思決定を進める上で、本人の判断能力の程度についての慎重なアセスメントが重要となる。

(イ) 意思決定支援が必要な場面

意思決定支援は、次のような場面で必要とされることが考えられる。

(i) 日常生活における場面

日常生活における意思決定支援の場面としては、例えば、食事、衣服の選択、外出、排せつ、整容、入浴等基本的な生活習慣に

関する場面の他、複数用意されたよか活動プログラムへの参加を選ぶ等

の場面が考えられる。日頃から本人の生活に関わる事業者

の職員が場面に応じて即応的に行う直接支援の全てに意思決定支援の要素が含まれている。

日常生活における場面で意思決定支援を継続的に行うことにより、医師が尊重された生活体験を積み重ねることになり、本人が自らの意思を他者に伝えようとする意欲を育てることにつながる。

日常生活における支援場面の中で、継続的に意思決定支援を行うことが重要である。

(ii) 社会生活における場面

障害者総合支援法の基本的理念には、全ての障がい者がどこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられない旨が定められていることに鑑みると、自宅からグループホームや入所施設等に住まいの場を移す場面や、

入所施設から地位行き移行してグループホームにすまいを替えたり、グループホームの生活から一人暮らしを選ぶ場面等が、意思決定支援の重要な場面として考えられる。

体験の機会の活用を含め、本人の意思決定を最大限の努力で行うことを前提に、事業者、家族や、成年後見人等の他、必要に応じて関係者等が集まり、判断の根拠を明確にしながら、より制限の少ない生活への移行を原則として、意思決定支援を進める必要がある。

(ウ) 人的・物理的環境による影響

意思決定支援は、本人に関わる職員や関係者による人的な影響、本人の経験の影響等を受ける。

例えば、意思決定支援に関わる職員が、本人の意思を尊重しようとする態度で接しているかどうかや、本人との信頼関係ができていいるかが影響することが考えられる。

また、意思決定の場面に立ちあがる家族等の関係者との関係性も影響を与える可能性がある。

環境に関しては、初めての慣れない場所で意思決定支援が行われた場合、本人が過度に緊張してしまい、普段通りの意思表示ができないことも考えられる。また、サービスの利用の選択については、体験利用を活用し、経験に基づいて選択ができる方法の活用など経験の有無によっても影響することが考えられる。

⑦ 判断能力が十分でない障がいのある人や障がいのある子どもが、不利益を被ることがないように、家庭裁判所や関係機関とも連携し、成年後見制度の利用の取り組みを推進している。

※新規

ガイドラインの目指す姿を実現するための機能等

○ 市町村は、地域連携ネットワークの中核機関の設置等において積極的な役割を果たすとともに、地域の専門職団体等の関係者の協力を得て、地域連携ネットワーク（協議会等）の設立と円滑な運営においても積極的な役割を果たすことが求められています。

○ 地域連携ネットワーク・中核機関に期待される機能の段階的・計画的整備に向け、市町村計画を定めるよう努めることが必要です。

○ 市町村は、条例で定めるところにより、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する基本的な事項を調査審議させる新議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとされています（成年後見制度の利用の促進に関する法律第23条第2項）。

市町村は、当該合議制の機関を活用し、市町村計画の検討・策定を進めるほか、等が市来におけるネットワークの取組状況について調査審議し、例えば、当該地域において成年後見制度の利用が必要な人を発見し制度利用につなげる支援ができているか等、地域における取組状況の点検、評価等を機械的に行うことが望ましいとされています。

⑧ 高齢化や重度化など、障がいのある人の地域生活を支えるため、地域においてどのような体制を構築するかなどの、目指すべき整備方針の検討や、整備後においても、体制や機能が地域の実情に適しているか、地域の課題に対応できているか、中長期的に必要な機能を見直し検証していく仕組みが

※新規

ガイドラインの目指す姿を実現するための機能等

ある。

○ 地域生活支援拠点の整備類型、必要な機能の検討・検証について
地域生活支援拠点の整備方針、機能が地域の実情に適しているか、課題に対応
できるか、十分に検討・検証することが重要です。

(ア) 整備類型について、地域定着支援等を十分に活用し、地域の実情に応じ
た機動的な運営が図れる体制がどうか検証する。

(イ) 相談機能の現状、体験の機会・場、緊急事の受け入れ・対応を行う体制
が十分か、また、専門的な人材の養成・確保のための対策を講じているか、地域
の体制づくりのために必要な機能を満たしているか等、随時見直しを行い、
地域生活支援拠点としての機能の充実・発展を図る。

【必要な視点】

・地域の社会資源等を十分に活用し、緊急時の対応を含めた安定的な連絡体制
の確保を図るため、中長期的に相談機能をはじめとした必要な機能の見直し、
強化を図っていくことが求められます。

2 障がい者等にとって気軽に利用でき、安心感が持てる相談窓口の機能が
確保されている。

① 相談支援事業所は相談者と出会う場であり、気軽に、気持ちよく利用
できる仕組みづくりを行っている。

【気軽に相談できる場所であること】

2 障がい者等にとって気軽に利用でき、安心感が持てる相談窓口の機能が
確保されている。

① 相談支援事業所は相談者と出会う場であり、気軽に、気持ちよく利用
できる仕組みづくりを行っている。

【気軽に相談できる場所であること】

○ 相談支援事業所の雰囲気や職員の対応は、相談者が気軽に相談することができ
るようになるための重要な要素です。はじめて相談支援事業所を訪ねる多くの相談
者の気持ちは、大きな緊張感といっぱいの不安感を抱えています。そんな時、職員
が気軽に声をかけてくれる明るい事業所の雰囲気は大きな安心感につながります。
さらに、相談に当たっては、プライバシーに配慮し相談の場面を設定する細やかな
心遣い、相談者の思いやペースに合わせた時間設定や相談の流れをつくる配慮、相
談者の話をしっかりと受け止め、ニーズに寄り添う職員の姿勢などが、相談者をリ
ラックスさせます。

ガイドラインの
目指す姿 目指す姿

ガイドラインの
目指す姿 実現す
るための機能等

<p>【相談窓口が分かりやすいこと】</p>	<p>【相談窓口が分かりやすいこと】</p> <p>○ 障がい者の中には、困っているとの思いを相談につなげることが難しい人や相談そのものが理解しにくい人がいます。また、障がい特性に配慮した手段でなければ、コミュニケーションが難しい方もいます。このため、障がい特性に配慮した、わかりやすい手段により窓口業務の内容をお知らせすることが大切です。</p>	
	<p>○ 窓口のわかりやすさに関連して、アンケートでは、「住んでいる近くにあること」、「交通の便がよいこと」等のアクセスのしやすさと共に、「相談窓口が何処にあるのか分からない」「相談についての周知がなされているのだろうか」など、窓口がわかりにくいという意見が寄せられています。</p>	
	<p>○ このため、相談窓口については、親しみやすい愛称などで名称が覚えやすく、困ったときにすぐ名前が浮かぶこと（例：公共職業安定所→ハローワーク）や、それぞれの相談窓口の業務内容を分かりやすく、様々な手段を使って繰り返しPRするなど、「こんなこと相談して、話を聞いてもらえるだろうか」と相談者が心配することのない環境づくりが大切です。</p>	
<p>【意思疎通支援、ピア相談の取組】</p> <p>○ 聴覚障がい者の方などのコミュニケーション手段を確保するため、相談窓口 に手話通訳者などを配置したりすることは重要なことですが、手話通訳者などの配置が難しい場合でも、あらかじめコミュニケーションの方法など対応の仕方について協議し、様々な障がい特性に配慮した対応の方法などを職員間で共有化し、住民に対しても対応方法や手順などを明らかにしておくことが大切です。相談者が、相談して良かったと思える配慮を様々な工夫することが大切です。</p>	<p>【コミュニケーション支援、ピア相談の取組】</p> <p>○ 聴覚障がい者とのコミュニケーション手段を確保するため、相談窓口 に手話通訳者の配置は重要なことですが、手話通訳者の配置が難しい場合でも、あらかじめコミュニケーションの方法など対応の仕方について協議し、障がい特性に配慮した対応の方法などを職員間で共有化し、住民に対しても対応方法や手順などを明らかにしておくことが大切です。相談者が、相談して良かったと思える配慮を様々な工夫することが大切です。</p>	<p>様々な障がい特性 に応じ、多様な意思 疎通手段があること から、聴覚障がい だけに限らず、配慮 が必要なことが読み 取れるよう記載を 修正。 くに ちいきせいかつ しえんごと 国の地域生活支援事 業や道の条例の記 載を踏まえ、「意思 疎通支援」に修正。</p>
<p>○ 気持ちを理解してもらえる、安心して相談できるなどの思いから、同じ障害のある人が窓口 に配置されることを希望する障がい者や家族は多いようです。また、障がい特性への理解があり、障がい者の気持ちをくんだきめ細かな対応が可能であることや、意思疎通支援の必要な相談者への配慮などから、窓口 に障がい当事者や</p>	<p>○ 気持ちを理解してもらえる、安心して相談できるなどの思いから、同じ障害のある人が窓口 に配置されることを希望する障がい者や家族は多いようです。また、障がい特性への理解があり、障がい者の気持ちをくんだきめ細かな対応が可能であることや、コミュニケーション支援の必要な相談者への配慮などから、窓口 に障がい</p>	<p>くに ちいきせいかつ しえんごと 国の地域生活支援事 業や道の条例の記 載を踏まえ、「意思 疎通支援」に修正。</p>

手話通訳者を配置する市町村もあります。窓口^{まどぐち}に配置される障がい者の相談スキル^{しや そうだん}等の修得^{しゅうとく}にも配慮^{はいりよ}しながら、地域^{ちいき}の実情^{じつじょう}に応じて、こういった取組み^{とりく}についても検討^{けんとう}することが大切です。

い当時者や手話通訳者を配置する市町村もあります。窓口^{まどぐち}に配置される障がい者の相談スキル^{しや そうだん}等の修得^{しゅうとく}にも配慮^{はいりよ}しながら、地域^{ちいき}の実情^{じつじょう}に応じて、こういった取組み^{とりく}についても検討^{けんとう}することが大切です。

- ② 24時間、365日、いつでも相談を受け付けることができる機能を確保している。
- ③ 地域生活支援拠点の運営にあたっては、必要に応じ、関係機関に対していつでも速やかに連絡がとれるような体制を整備している。

- ② 24時間、365日、いつでも相談を受け付けることができる機能を確保している。

ガイドラインの目指す姿を実現するための機能等

障がいのある人やその家族の日常生活全般に対する支援であり、そのニーズは24時間、365日、いつでも発生する可能性があるため、何かあった時にすぐ相談できることはもちろんですが、普段からつながっているという安心感^{あんしんかん}は、相談者にとって掛け替えのないものです。

相談支援事業者の役割は、障がい者やその家族の日常生活全般に対する支援であり、そのニーズは24時間、365日、いつでも発生する可能性があり、事業所の都合で、相談を受ける時間を設定することは適切ではありません。何かあった時にすぐ相談できることはもちろんですが、普段からつながっているという安心感^{あんしんかん}は、相談者にとって掛け替えのないものです。

もんごんせいり 文言整理

差し迫った危機感や大きな不安感から相談支援事業所を頼って電話する相談者にとって、留守番電話で明日の来所を案内されるのと、たとえ転送電話であっても「どうしましたか」と声を掛けてもらえるのとでは安心感が違います。

差し迫った危機感や大きな不安感から相談支援事業所を頼って電話する相談者にとって、留守番電話で明日の来所を案内されるのと、たとえ転送電話であっても「どうしましたか」と声を掛けてもらえるのとでは安心感が違います。

障がいのある人の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据え、障がいのある人や障がいのある子どもが、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう様々な支援を切れ目なく提供できる仕組みです。

「北海道における地域生活支援拠点のあり方等について（平成28年1月21日付け保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課長通知）」

市町村は、地域生活支援拠点の必要な機能を確保・発揮することと併せて、地域生活支援拠点において必要な機能を充実・強化することができるよう、その関与に努める必要があります。

- 地域生活支援拠点に必要な相談支援機能については次の点に留意して整備する必要があります。
- 障がい者やその家族の相談には各制度とも十分に連携しながらワンストップで対応しているか
 - 個別相談を受ける体制の確保（相談窓口の設置等）しているか
 - 相談内容ごとに対応状況の進捗管理ができているか
 - 地域生活支援拠点の運営にあたっては、必要に応じ、関係機関に対していつでも速やかに連絡がとれるような体制を整備しているか。
 - 緊急時の受け入れ・対応（短期入所（ショートステイ）の利便性の確保・対応の能力向上等）
 - 緊急相談への発展が危惧されるような事案を事前に把握し、問題が顕在化する前に対応できる取組を行っているか。
 - 相談を受けた後の対応（紹介）の仕組みを構築しているか
 - 切れ目のない包括的な障害福祉・介護・医療の連携体制を構築しているか
- （参考通知「地域生活支援拠点等の整備充足について（平成29年7月7日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害保健福祉課長通知）」一部改編）

④ どんなことでも相談ができ、また、その窓口で相談すれば必要な支援にまでつながるワンストップで中立・公平な相談機能を確保している。

③ どんなことでも相談ができ、また、その窓口で相談すれば必要な支援にまでつながるワンストップの相談機能を確保している。

ガイドラインの目指す姿を実現するための機能等

【ソーシャルワークなどに関する相当の知識経験を有する職員等の配置】

【ソーシャルワークなどに関する相当の知識経験を有する職員等の配置】

○ ケースワークやケアマネジメントなど、ソーシャルワークに関する知識や経験を持つ職員は、障がい者の相談からニーズを引き出し、地域の様々な機関と連携しながら必要な支援に繋ぐワンストップサービスの機能を確保する上で欠くことのできないものであり、こうした職員を中心に相談支援体制を構築することが大切です。

○ 地域では、これら職員の配置が難しい場合もありますが、中長期的な視点から市町村自らが職員を育てることや地域包括支援センターなどと連携した共生型による事業の展開などの視点も大切です。

【どんなことでも相談できるワンストップサービス】

○ 【どんなことでも相談できるワンストップサービス】
○ 「困ったな、どうしよう」とか、「こんなこと相談しても良いのだろうか」との思

いを持つ相談者にとって、どのような相談でも受け止めてくれるワンストップサービスの相談窓口は大変に心強いものであり、相談者が相談をあきらめ、ニーズが潜在化するのを防ぐ重要な取組みといえます。

○ どのような困りごともしっかりと受け止め、また、支援を担当する関係機関へ相談者の困りごとを責任をもってつなぎ、たらい回しにしないことが、相談者の信頼につながります。

【一つの窓口で必要な支援につながるワンストップサービス】

【一つの窓口で必要な支援につながるワンストップサービス】

○ 相談者の生活上の困りごとから発生するニーズは多種多様であり、一相談支援ごとごと事業所、または一市町村役場だけでは、相談を支援までつなぐワンストップの相談対応を行うことには限界があります。インフォーマルなサービスを含め、地域で活動している個人や関係機関等とのネットワークを構築し、地域の力を結集することによって、はじめてワンストップサービスが可能となります。

○ このように地域の力を結集し、地域課題を解決するための様々な機能の集まりが地域自立支援協議会です。現状の社会資源だけでは解決困難なニーズも発生するので、解決までには時間を要する場合も少なくありません。しかし、個別相談から地域課題を明らかにし、その課題解決に向け地域の力を最大限に発揮できるようにする仕組みの一つが、地域自立支援協議会なのです。

○ ワンストップサービスを実施するに当たっては、法律や制度などの知識やインフォーマルサービスを含む地域の社会資源の現状など様々な情報を集積し、相談者に分かりやすいよう整理するとともに、地域自立支援協議会を構成する関係機関等との信頼関係により普段からの継続した取組みが、対応の幅を広げることになります。

⑤ 相談支援従事者の専門性や相談技術の向上を図るため、研修会等への派遣を積極的に行うとともに、相談従事者の異動などにより相談支援や地域の協議会等の機能が低下しないよう、市町村として必要な体制の確保に努めている。

④ 相談支援従事者の専門性や相談技術の向上を図るため、研修会等への派遣を積極的に行うとともに、相談従事者の異動などにより相談支援や地域自立支援協議会の機能が低下しないよう、市町村として必要な体制の確保に努めている。

ガイドラインの目指す姿を実現するための機能等

○ 相談支援事業所の設置者は、相談支援事業に従事する職員の資質の向上を図るため、先進的な取組みの理解や新たな相談技術の修得など、可能な限り職員が研修会等へ参加する機会を取得できるよう努めることが大切です。

○ 研修会等への参加は、職員の資質の向上ばかりではなく、人とのつながりを作るといふ重要な役割があります。研修会で知り合った相談員同士が、互いに業務上の分からないことを相談することにより、相談員が1人で問題を抱え込んで悩むことも少なくなり、また、相談対応の幅も広がることを期待できます。

○ 日常的に職員の資質の向上を図る場として、43頁に記載した定例会があります。過去のうまくいった事例やうまくいかなかった事例を整理することで相談員にとっては、過去の事例を振り返ることを通して、支援における重要な視点の整理など、事例の詳しい見直しができます。
また、個別支援に関わっていない関係機関の担当者にとっては、事例対応のノウハウを共有化することを通じて、今後、同様の事例に関わる際の先例として学習する貴重な場となります。

○ 市町村が直接運営する相談支援事業所においては、担当者が数年おきに人事異動等で体制が変わる場合が多いため、障がい者やその家族、関係者からは、「なじみの関係を始めからつくり直すこととなり大変だ」、「継続した支援が受けにくい」などの意見があります。
しかし、体制が変わることは、これまでとは異なる新たな視点で事業を見直したり、マナー化を防ぐなど評価される面があり、人事異動等によって生じる一時的な機能の低下等のマイナス要因を最小限に止めるような配慮が大切です。

⑥ 相談者を保護するための必要な配慮や取組みを行っている。

⑤ 相談者を保護するための必要な配慮や取組みを行っている。

ガイドラインの
目指す姿を実現する
ための機能等

【プライバシーの保護】

【プライバシーの保護】

○ プライバシーの保護に対する配慮は、相談支援事業に携わる事業所の相談者に対する礼儀であり、相談者との親しい関係が、子ども扱いやなれなれしさにならないよう事業所の職員全員で確認しながら取り組むことが大切です。
特に、個人情報取り扱いにおいて、同意書の提出を求めるとき点では、相談者は、内容がよく理解できないまま同意してしまうこともあり、後で相談支援事業所

と相談者の認識のズレが表面化し、トラブルになる恐れもあります。同意書を求める際には、分かりやすく例をあげて説明するとともに、関係機関との間で個人情報等の共有化などが必要となった時には、個人名などは記載しないなどの配慮を行った上で、事前に本人に再確認するといった慎重な取り扱いが必要です。

○ また、プライバシーの保護などの取組みは、事業所の信頼感を高めるとともに、災害時に役立つ個人情報の収集においても、住民の理解が得やすくなるなどの効果が見込まれます。

【意思疎通支援】

○ 障がい者の意思疎通手段は、障がいの特性に応じ、極めて多様です。相談者の思い・ニーズ等をしっかりと把握し、適切な相談対応を行うためには、意思疎通についての配慮が必要な場合が少なくありません。
必要に応じて、手話通訳者などの意思疎通支援者を確保したり、機器等を用意するなどのほか、適切な配慮を行い、相談者と十分に意思の疎通が図られるようにしていくことが重要です。

道の意思疎通支援
条例の趣旨を踏まえ、記載を追加

【中立・公平性の確保】

○ 障がいのある人等に対して、意思決定支援計画、意思決定支援会議の内容についての丁寧な説明を行う必要があります。

○ 障がいのある人が成年後見制度を利用される際においても、特に本人の意思決定が困難な場合には、成年後見人等が身上保護等で十分な役割を果たし本人の置かれた状況やそれに伴う意思の経過等を熟知する必要があり、障がいのある人が安心してできる環境を整備する必要があります。

【中立・公平性の確保】

○ 相談支援は、相談される障がい者や家族の思い及び人格を尊重し、常に相談者の立場に立ち、提供するインフォーマルサービスを含めた地域の様々なサービスが、特定の種類又は特定の事業者に偏らないよう、また、相談者が望む生活を支えるのに有効なものとなるよう、中立、公平な立場に立つて行う必要があります。

※新規
意思決定支援ガイド
ラインⅢ6

成年後見制度利用促進
すすむすいしんけいかく
推進計画より追
き
記

【苦情解決のための体制の整備】

【苦情解決のための体制の整備】

○ 苦情を解決するための必要な措置を講じることは、相談者保護の観点から重要

なことです。苦情を受付ける窓口、苦情解決の体制及び手順等を明らかにし、わかりやすく相談者に説明するなど、社会福祉法等の関係法令等に基づいた必要な措置を講じることにより、相談者からの信頼感が深まるよう取り組むことが大切です。

3 障がいのある人等の生活を支える支援につながる個別支援が実施されている。

3 障がい者等の生活を支える支援につながる個別支援が実施されている。

ガイドラインの
目指す姿

① 相談者の望んでいる生活を実現するため、意思決定の支援に配慮し、チームアプローチの考え方による個別支援（ケアマネジメント）を行っている。

① 相談者の望んでいる生活を実現するため、チームアプローチの考え方による個別支援（ケアマネジメント）を行っている。

ガイドラインの
目指す姿を実現するための機能等

○ 障がい者のニーズに沿った個別支援を行うためには、相談の第一歩となる相談支援の体制を市町村が中心となって地域に整備することが重要です。こうした相談支援の体制により適確なアセスメントを行い、ニーズに応じたサービスを提供するための計画相談支援へとつなげていく必要があります。

【意思決定支援とは】
自ら意思を決定することに困難を抱える障がいのある人や障がいのある子どもが、日常生活や社会生活に関して自らの意思が反映された生活を送ることができるように、可能な限り本人が自ら意思決定できるよう支援し、本人の意思の確認や意思及び選好を推定し、支援を尽くしても本人の意思及び選好の推定は困難な場合には、最後の手段として本人の最善の利益を検討するために事業者の職員が行う支援の行為及び仕組みをいいます。
(障害福祉サービスの利用等にあたっての意思決定支援ガイドラインについて(平成29年3月厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知))

意思決定支援について追記

【ケアマネジメントとは】

障がい者の地域における生活を支援するために、ケアマネジメントを希望する者の意向を踏まえて、福祉・保健・医療・教育・就労などの幅広いニーズと様々な地域の社会資源の間で、複数のサービスを適切に結びつけて調整を図るとともに、総合的かつ継続的なサービスの提供を確保し、さらには社会資源の改善及び開発を推進する援助方法

*厚生労働省「障害者ケアガイドライン」

○ 厚生労働省令「障害者自立支援法に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」及び同省が作成した「障害者ケアガイドライン」を参考に、ケアマネジメントの主な手順を示すと次のとおりです。

【ケアマネジメントの手順】

- ① アセスメントの実施
- ② サービス等利用計画案の作成
- ③ サービス担当者会議の開催とサービス利用計画の決定
- ④ 支援及びモニタリングの実施

ア アセスメントの実施

① アセスメントの実施

- ・ アセスメントでは、相談者の有する能力、置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて相談者の希望する生活や相談者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上で解決すべき課題等の把握を行います。
- ・ アセスメントの実施に当たっては、相談者の居宅を訪問し、相談者及びその家族に面接を行います。
- ・ アセスメントでは、相談者の一日の生活の流れと地域や住まい等の生活環境を把握するとともに、相談者の要望を引き出し、さらに、相談者や家族が望んでいる暮らしを明らかにします。

イ サービス等利用計画案の作成

② サービス等利用計画案の作成

- ・ 相談者のアセスメントに基づき、当該地域の指定障害福祉サービス等が提供される体制を勘案して、解決すべき課題等に対応するための最も適切な福祉サービス等の組合せを検討し、相談者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供される福祉サービス等の目標及びその達成時期、福祉サービス等の種類、内容、量及び利用料並びに福祉サービス等を提供する上での留意事項等を記載したサービス利用計画案を作成します。

ウ サービス担当者会議の開催とサービス等利用計画の決定

③ サービス担当者会議の開催とサービス等利用計画の決定

- ・ サービス担当者会議の開催、又は担当者に対する照会等により、当該サービス等利用計画の内容について、担当者から、専門的な見地での意見を求めます。
- ・ サービス等利用計画の案に位置付けた福祉サービス等について、介護給付費等の対象となるかどうかを区分した上で、当該サービス利用計画の原案の内容について、相談者又はその家族に対して説明し、文書により相談者等の同意を得ます。

サービス等利用計画を作成した際には、当該サービス等利用計画を相談者等及び担当者に交付します。

地域の協議会等においては意思決定支援会議の開催状況を把握し、取組を推進している。

【意思決定支援会議】

本人参加の下で、アセスメントで得られた意思決定が必要な事項に関する情報や意思決定支援会議の参加者が得ている情報を持ち寄り、本人の意志を確認したり、意思および選考を推定したり、最善の利益を検討する仕組みです。

○意思決定支援会議は、本人の意思を事業者だけで検討するのではなく、家族や成年後見人等の他、必要に応じて、関係者等の参加を得ることが望ましい。

○意思決定支援会議については、相談支援専門員が行う「サービス担当者会議」や、サービス管理責任者等が行う「個別支援会議」と一体的に実施することが考えられます。

○本人と家族に対して、意思決定支援会議についての丁寧な説明を行うことが必要である。また、苦情解決の手順等の重要事項についても説明することが必要です。

オ 支援及びモニタリングの実施

④ 支援及びモニタリングの実施

・ サービス等利用計画の作成後、新たなニーズが生じていないか、計画どおりのスケジュールでサービスが提供されているか、サービスの内容が質的に低下していないか、相談者が満足してサービスを受けているか等の観点からサービス利用計画の実施状況の把握を行い、必要に応じてサービス等利用計画の変更、福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うものです。

○ サービス等利用計画は、相談員が把握しているサービスを前提として支援を考えるのではなく、相談者が望んでいる生活を明らかにし、その実現を支援するという視点をもって作成することが重要です。

○ ケアマネジメントでは、相談者が自己の課題を解決するにあたり、自分が主体者であることを自覚し、自分自身に自信がもてるように相談者の力を高めていくエンパワメントの視点に立って行われることが大切です。
支援をスタートさせるに当たっては、支援を受ける障がい者本人、相談支援事業所の相談員、支援に責任ある事業所等の担当者が集まり、事前に合意されているサービス等利用計画に基づいて、それぞれの役割分担について、最終の確認と決定を行うためのケア会議を開催し、本人が自己決定できるよう支援するプロセスを経ることが重要です。

○ 相談員等、専門職員の判断としては一番良いことであっても、相談者にとっては必ずしもそうではない場合もあり、相談員の価値観の押しつけとならないよう留意しながら、分かりやすく丁寧な説明を行うとともに、相談者の意思を尊重する姿勢を忘れないようにすることが大切です。

○ 障がい者の日常生活全般を包括的に支援するため、複数の事業所がチームを組んで支援に関わるチームアプローチでは、各種情報の共有化が前提条件となります。

○ 相談支援が、障がい者やその家族の日常生活全般に対する支援である以上、基本的には、すべてのケースについてケアマネジメントは存在すると考えられます。

○ 一般的には、複数の事業所がチームとなって支援に関わるケースや、ライフサイクルに沿って継続的な支援が必要なケースでは、ケアマネジメントによる包括的な支援を行う優先度が高くなると考えられます。

○ あまりケアマネジメントの取組み実績がない市町村においては、地域づくりコーディネーターとも協議しながら、まずはできることから取組み、相談者のニーズに添った支援の成功体験を積み上げることがとても重要です。

○ 継続的な見守りが必要と判断したケースにおいては、方法や役割分担などを明らかにして、地域の関係者等の協力も得ながら見守りを実施するなど、いつでも支援が必要なおきには対応できるようにすることが大切です。

② 相談者の支援に責任のある事業所の担当者が集まり、ニーズに添った支援のあり方などについて協議することを目的に個別支援会議を開催している。

② 相談者の支援に責任のある事業所の担当者が集まり、ニーズに添った支援のあり方などについて協議することを目的に個別支援会議を開催している。

ガイドラインの目指す姿を実現するための機能等

○ ケアマネジメントの中で位置づけられているサービス担当者会議も個別支援会議の一つといえます。しかし、個別支援会議はこれだけに止まらず、相談者の声やニーズに基づいて関係機関が集まる様々な会議の総称であり、これまで、ケース会議、サービス調整会議等の名称で開催されてきたものも含まれます。

○ 個別支援会議は、市町村、相談支援事業者、支援に責任ある機関の担当者等により構成され、アセスメントで把握した相談者のニーズの確認、ニーズに添った支援のあり方などについて協議する場となります。その際、相談者のニーズに添った支援を、すぐに対応可能な支援と現状の社会資源では対応が困難な支援に分け、すぐに対応が可能なものについては、支援の方針と具体的な役割分担等について協議し決定します。

○ 一方、現状の社会資源では対応が困難な支援については、対応までに時間を要するニーズとして整理し、これらの情報を集積することにより、個別の相談支援から見た地域課題を明らかにすることができます。地域課題を明らかにすることにつながる個別支援会議の活動が、地域自立支援協議会の「命綱」ともいわれる理由になっています。

○ 個別支援会議は、個別の相談事案に対する具体的な支援について協議する場であり、単に、地域自立支援協議会の構成員相互の情報交換や情報の共有化を目的とするものではありません。このため、個別支援会議は、原則として、支援に責任ある機関の担当者が集まって実施することが効果的です。

③ ライフステージを通じて継続的に必要な支援を行うため、支援に関わる関係機関があらかじめ連携し、支援の方針や役割分担について本人や家族と協議するなどの取組みを行っている。

③ ライフステージを通じて継続的に必要な支援を行うため、支援に関わる関係機関があらかじめ連携し、支援の方針や役割分担について本人や家族と協議するなどの取組みを行っている。

ガイドラインの目指す姿を実現するための機能等

○ 地域で生活しようとするれば、福祉・保健・医療・教育・就労等、各々のライ

フステージに応じた多様なニーズが発生します。ケアマネジメントは、幅広いニーズを相談者とともに明らかにし、障がい者の自己実現や主体的な生き方を支援するものでなければなりません。

このため、ライフステージごとの支援が、障がい者本人が望んでいる生活の実現に向けて継続したものとなるよう、各ステージで支援に関わる機関等が、あらかじめ十分に連携し、支援の方針や具体的な役割分担について、障がい者本人や家族を交えて協議しながら、関係者が共通の理解をもって進められるよう取り組むことが重要です。

Ⅱ ネットワークの構築（地域自立支援協議会の設置・運営）

Ⅱ ネットワークの構築（地域自立支援協議会の設置・運営）

ガイドラインの項目

1 個別支援から明らかとなった地域課題について検討し、解決に向けた取り組みが行われている。

1 個別支援から明らかとなった地域課題について検討し、解決に向けた取り組みが行われている。

ガイドラインの目指す姿

- ① 現状の社会資源では対応が困難な支援に関する情報を集積し、地域の協議会等を構成する全ての機関が地域課題を共有する取り組みを行っている。
- ② 共有化された様々な地域課題のうち、どれを優先して対応するのか市町村としての方針を地域の協議会等において協議し決定している。
- ③ 優先的に対応するとされた地域課題について、地域の協議会等を構成する機関などが、それぞれの組織を超えて協働し、地域資源（インフォーマルを含む）の新たな活用方法や開発など、課題解決に向けた取り組みを行う体制が確立している。
- ④ 市町村は地域の協議会等の活動に積極的に参加し、地域の実情や地域課題の把握に努めるとともに、課題解決に向け主体的に取り組んでいる

- ① 現状の社会資源では対応が困難な支援に関する情報を集積し、地域自立支援協議会を構成する全ての機関が地域課題を共有する取り組みを行っている。
- ② 共有化された様々な地域課題のうち、どれを優先して対応するのか市町村としての方針を地域自立支援協議会において協議し決定している。
- ③ 優先的に対応するとされた地域課題について、地域自立支援協議会を構成する機関などが、それぞれの組織を超えて協働し、地域資源（インフォーマルを含む）の新たな活用方法や開発など、課題解決に向けた取り組みを行う体制が確立している。
- ④ 市町村は地域自立支援協議会の活動に積極的に参加し、地域の実情や地域課題の把握に努めるとともに、課題解決に向け主体的に取り組んでいる

ガイドラインの目指す姿を実現するための機能等

もんごんせいり
文言整理

【地域の協議会等の機能】

【地域自立支援協議会の機能】

○ 地域自立支援協議会の一番大切な役割は、現状の社会資源では対応が困難な支援から明らかとなった様々な地域課題について、地域の関係機関が協働し解決を図

もんごんせいり
文言整理

ることです。この地域課題を解決する役割は、個別の相談を解決する役割（小さなケアマネ）対比して、大きなケアマネと呼ばれることがあります。

この役割を果たすため、地域自立支援協議会に求められる一連の「機能」の内容としては、次のようなものが考えられます。

【機能の役割】

- (1) 個々の相談者のニーズに対する支援のあり方や役割分担について、協議決定し具体的支援を行うとともに、地域課題を抽出するための機能
- (2) 対応までに時間を要するニーズに関する情報を集積し、そこから地域の現状や地域課題について共有化を図る機能
- (3) 共有化された地域課題の解決に向けた取組みの優先度など、市町村としての対応の方針を協議し決定する機能
- (4) 決定された方針に基づき、地域の関係機関が協働して地域課題を解決するため、必要な社会資源の改善や新たな開発を行う機能

【機能の内容】

- ① 個々の相談者のニーズに対する支援のあり方や役割分担について、協議決定し具体的支援を行うとともに、地域課題を抽出するための機能
- ② 対応までに時間を要するニーズに関する情報を集積し、そこから地域の現状や地域課題について共有化を図る機能
- ③ 共有化された地域課題の解決に向けた取組みの優先度など、市町村としての対応の方針を協議し決定する機能
- ④ 決定された方針に基づき、地域の関係機関が協働して地域課題を解決するため、必要な社会資源の改善や新たな開発を行う機能

もんごんせいり
文言整理

○ 地域の協議会等は、「障害福祉計画」との連動により、「個別のニーズから地域課題の抽出」、「地域課題の整理と分析」、「地域の支援体制の整備」を課題ごとに複数同時進行あるいは繰り返し行っていきます。

その時に、地域の協議会等の6つの機能を発揮し、その時の状況に合わせて地域の協議会等の組織を柔軟に機能させていきます。

○ 地域自立支援協議会は、「障害福祉計画」との連動により、「個別のニーズから地域課題の抽出」、「地域課題の整理と分析」、「地域の支援体制の整備」を課題ごとに複数同時進行あるいは繰り返し行っていきます。

その時に、自立支援協議会の6つの機能を発揮し、その時の状況に合わせて自立支援協議会の組織を柔軟に機能させていきます。

(地域自立支援協議会の図その1)

【地域の協議会等の6つの機能】

機能	内容
情報機能	自分たちが住むまちのことを知る ・ 困難事例や地域の現状・課題等の情報共有と情報発信
調整機能	自分たちが住みやすいまちを考える ・ 地域の関係機関によるネットワークの構築 ・ 困難事例への対応のあり方に対する協議、調整
開発機能	自分たちが住みやすいまちをつくる ・ 地域診断、地域社会資源の開発・改善
教育機能	自分たちが高めあいながらまちをつくる

【自立支援協議会の6つの機能】

機能	内容
情報機能	自分たちが住むまちのことを知る ・ 困難事例や地域の現状・課題等の情報共有と情報発信
調整機能	自分たちが住みやすいまちを考える ・ 地域の関係機関によるネットワークの構築 ・ 困難事例への対応のあり方に対する協議、調整
開発機能	自分たちが住みやすいまちをつくる ・ 地域診断、地域社会資源の開発・改善
教育機能	自分たちが高めあいながらまちをつくる

もんごんせいり
文言整理

	こうせいいん ししつ こうじよう ば かつよう ・ 構成員の資質の向上の場として活用
けんりようごきのう 権利擁護機能	だれ ゆめ きぼう 誰もが夢や希望をまちをつくる けんりようご かん とりくみ てんかい ぶかい せつち うんえいとう ・ 権利擁護に関する取組を展開する (部会の設置、運営等)
ひようかきのう 評価機能	つね よ そうぞう 常により良くと創造しつづける ちゅうりつ こうへいせい かくほ かんてん いたくそうだん しえん じぎょうしや うんえい ・ 中立・公平性を確保する観点から、委託相談支援事業者の運営 ひようか 評価 りようけいかくさくせいたいしようしや じゅうどほうかつしえん じぎょうとう ひようか ・ サービス利用計画作成対象者、重度包括支援事業等の評価 しちようそんそうだん しえん きのう じぎょうおよ とどう ふけんそうだん しえんたいせいせいび じぎょう ・ 市町村相談支援機能事業及び都道府県相談支援体制整備事業の かつよう 活用

じりつしえんきようぎかい うんえい にほんしようがいしや きようかい ほつかいどうそうだん しえん
 (「自立支援協議会の運営マニュアル」日本障害者リハビリテーション協会・「北海道相談支援
 じしやけんしゅう ほん ほうじんほつかいどうちいき
 従事者研修副読本」NPO法人北海道地域ケアマネジメントネットワーク) 一部修正

	こうせいいん ししつ こうじよう ば かつよう ・ 構成員の資質の向上の場として活用
けんりようごきのう 権利擁護機能	だれ ゆめ きぼう 誰もが夢や希望をまちをつくる けんりようご かん とりくみ てんかい ぶかい せつち うんえいとう ・ 権利擁護に関する取組を展開する (部会の設置、運営等)
ひようかきのう 評価機能	つね よ そうぞう 常により良くと創造しつづける ちゅうりつ こうへいせい かくほ かんてん いたくそうだん しえん じぎょうしや うん ・ 中立・公平性を確保する観点から、委託相談支援事業者の運 えいひようか 営評価 りようけいかくさくせいたいしようしや じゅうどほうかつしえん じぎょうとう ひようか ・ サービス利用計画作成対象者、重度包括支援事業等の評価 しちようそんそうだん しえん きのう じぎょうおよ とどう ふけんそうだん しえんたいせいせいび じ ・ 市町村相談支援機能事業及び都道府県相談支援体制整備事 ぎよう かつよう 業の活用

(「

じりつしえんきようぎかい うんえい にほんしようがいしや きようかい ほつかいどうそうだん しえんじゅう
 自立支援協議会の運営マニュアル」日本障害者リハビリテーション協会・「北海道相談支援従
 じしやけんしゅう ほん ほうじんほつかいどうちいき
 事者研修副読本」NPO法人北海道地域ケアマネジメントネットワーク)

○ 地域自立支援協議会は、必要な「機能」が確保できれば、その組織については、地域
 の実状を踏まえて、自由にデザインすることが可能です。
 組織化の例については、財団法人日本障害者リハビリテーション協会が平成20
 年3月に発行した「自立支援協議会の運営マニュアル」(以下、「マニュアル」とい
 う。)において、いくつか例示されています。マニュアルで示されている組織図の一例
 を示すと次のとおりです。

(地域自立支援協議会の組織図(例))

○ この例では、地域課題解決のために必要な機能ごとに会議が設定された完全装備
 に近い例となっていますが、実際に、市町村が、地域自立支援協議会を組織するに当
 たっては、地域の実状を踏まえ、一部の機能を統合した組織としたり、必要性の高
 い機能から組織化するなどの工夫を行い、機能が発揮できるよう取組むことが何よ
 りも大切です。

○ この例示におけるそれぞれの会議に振分けられた地域課題を解決するための「機
 能」は、次のとおりです。

【個別相談を解決し、地域課題を抽出するための機能：個別支援会議】

【個別相談を解決し、地域課題を抽出するための機能：個別支援会議】

個別支援会議は、個別の相談ごとの支援に責任ある機関の担当者、市町村、相談
 支援事業所相談員などの構成により、個別支援について協議する場です。詳細は、

【個別相談から明らかとなった地域課題の共有化を図るための機能：定例会】

【個別相談から明らかとなった地域課題の共有化を図るための機能：定例会】

・地域自立支援協議会を構成する全ての関係機関（市町村を含む。）の担当者レベルの連絡調整会議です。

・個別支援会議で抽出された対応までに時間を要するニーズに関する情報の集積

により明らかとなった地域課題について、地域自立支援協議会を構成するすべての

関係機関で確認し共有化を行います。

・定例会は、相談支援事業者からの活動報告を中心に会議を進めることが多いため、相談支援事業所の相談員にとっては、個別の相談支援の取組みを振り返り、うまくいったこと、うまくいかなかったことを整理する機会となります。

・それぞれの個別支援会議に参画していないメンバーにも報告し情報の共有化を図ることにより、今後同様の事案等に対する支援技術の向上につながります。障がい者の地域生活の実状や社会資源の現状についての情報交換、評価などを行うことができます。

【市町村としての地域課題解決の方針を決定するための機能：事務局会議】

【市町村としての地域課題解決の方針を決定するための機能：事務局会議】

・各会議の事前調整等を行う事務局機能であり、行政の実務責任者、相談支援事業所、自立支援協議会の各会議代表者等で構成されます。

・特に重要な「機能」として、定例会で共有化された様々な地域課題について報告し、どれを優先して対応するのか、市町村としての方針を協議し決定することが挙げられます。

・地域課題の優先度については、社会資源の状況、課題の困難性、市町村の予算等、様々な制限があり、課題に対するニーズの量など地域の必要性を考慮しながら検討することになります。

・その他の「機能」としては、各専門部会等でのこれまでの課題検討の進捗状況の確認

、あるいは、地域自立支援協議会構成メンバーに対する研修会や地域の実情を把握するための調査・研究を企画するなどがあります。

【地域課題の解決を図るための機能：各専門部会（課題別検討会）】

【地域課題の解決を図るための機能：各専門部会（課題別検討会）】

・事務局会議で決定した方針に基づき、地域課題の検討、調査、研究などを行い、課題解決のための社会資源の改善や新たな開発を行う「機能」のほか、権利擁護など専門的な対応が求められる事項について協議します。

・構成メンバーは、地域自立支援協議会を構成する機関ばかりではなく、課題につ

いて専門的な知識を有する個人・団体などにも参画を求めるなど、地域に開かれた柔軟な運営を行うことが効果的です。

・この様なメンバーで活動する専門部会(課題別検討会)の効果としては、「一事業所だけでは実現できないことを地域で協働体制を敷けばやれることも多い」ことや「みんなで検討することで地域が変わるという認識につながる」ことだと言われています。まさに、共通の目的の実現をめざして、それぞれの組織を超えて関係機関が協働する場であり、地域自立支援協議会の中心的活動と言えます。地域の実情を踏まえ、自分達で工夫しながらつくっていくしかないため、取組みが遅れている分野でもあります。

このため、道では、全道21圏域に地域づくりコーディネーターを配置し、専門的な立場から助言を行うなど、市町村を支援する取組みを平成21年度から実施しています。各圏域ごとの地域づくりコーディネーターの配置状況は、資料編に記載しています。

なお、より自由な形で地域課題を解決する同様の機能が、I-1-③で紹介した「場」の取組みと言えます。

ホームページに直近の配置状況について掲載しているの
で削除する。

このため、道では、全道21圏域に地域づくりコーディネーターを配置し、専門的な立場から助言を行うなど、市町村を支援する取組みを平成21年度から実施しています。

【地域の協議会等構成機関の代表者レベルの連絡調整機能：全体会】

【地域自立支援協議会構成機関の代表者レベルの連絡調整機能：全体会】

・市町村の理事者等、地域自立支援協議会を構成する機関(市町村を含む)の設置者等で構成されます。

・地域自立支援協議会全体の活動内容、地域課題の整理、解決の手だてなどを報告することにより、代表者レベルでの地域課題や施策提言などの共有化を行う場となります。

・市町村地域生活支援事業に位置づけられた相談支援事業の実施主体は市町村であり、

り、委託により実施している場合も含め、市町村は、主体的に関わることが大切です。具体的な例を挙げると、個別支援会議、定例会には担当係長と担当者が、地域課題への対処の方針を決める事務局会議には担当課長等が出席するなどして、地域の実情や地域課題の把握に努め、地域課題の解決に向けた取組みに主体的に参画するなど

が考えられます。

特に、地域自立支援協議会の最も重要な地域課題を解決する役割は、市町村が主体的に関わらなければ機能し得ないのです。

⑤ 障がいの重度化や高齢化などにおいても、地域で暮らしていただけるように体験の場や住まいの場、提供体制や体調不良時などでも一時的に受け入れるような体制の整備、様々な制度や事業の連携体制などの整備に向けて地域の協議会等の場を活用しながら、検討が行われている。

※新規

ガイドラインの
目指す姿を実現する
ための機能等

○上記の機能について検討を進めることで、地域生活支援拠点の整備につながります。

【地域生活支援拠点の整備にあたって】
地域生活支援拠点の整備方針、機能が地域の実情に適しているか、課題に対応できるか、十分に検討・検証することが重要です。

(ア) 整備類型について、地域定着支援等を十分に活用し、地域の実情に応じた機動的な運営が図れる体制がどうか検証する。

(イ) 相談機能の現状、体験の機会・場、緊急事の受け入れ・対応を行う体制が十分か、また、専門的な人材の養成・確保のための対策を講じているか、地域の体制づくりのために必要な機能を満たしているか等、随時見直しを行い、地域生活支援拠点としての機能の充実・発展を図る。

【必要な視点】
・地域の社会資源等を十分に活用し、緊急時の対応を含めた安定的な連絡体制の確保を図るため、中長期的に相談機能をはじめとした必要な機能

の見直し、強化を図っていくことが求められます。

【地域生活支援拠点の運営に際し留意する点について】

i. 地域生活支援拠点において支援を行う者（以下「支援者」という）の協力体制の確保・連携

(ア) 支援者が地域生活支援拠点における必要な機能を適切に実施するために、支援者全員が、地域の課題に対する共通認識を持ち、目的を共有化し、協力及び連携して業務を実施しなければなりません。

(イ) また、関係機関との役割分担及び連携の強化を図るために、地域生活支

支援拠点の運営に当たっては、地域自立支援協議会等における連携を基礎とし、市町村の障害福祉施策との一体性を保ちながら、地域で生活する障がい者等やその家族が、緊急時に等しく利用できる公正、公平・中立な運営を行い、市町村と地域生活支援拠点とがそれぞれの役割を理解しながら、一体的な運営を行うことができるよう体制を構築していくことが必要です。

ii. 地域生活支援拠点における課題等の活用について

(ア) 地域生活支援拠点においては、個別事例の積み重ねから、地域に共通する課題を捉え、地域づくりのために活用することが重要です。

そのため、例えば、支援者レベルの検討会を開催し、蓄積された事例を集約し、市町村が設置する地域自立支援協議会等の部会等の場に報告することが必要です。

iii. 地域生活支援拠点に必要な機能の実施状況の把握

(ア) 市町村は、地域生活支援拠点に必要な機能が適切に実施されているかどうか、定期的に又は必要な時に、例えば、市町村が設置する地域自立支援協議会等の

部会等の場を活用して、地域生活支援拠点の運営に必要な機能の実施状況を把握しなければなりません。

(イ) 地域自立支援協議会等を通じて市町村と地域生活支援拠点との関係者が協働して方針を策定していくなど工夫をすることで、当該方針に対する地域生活支援拠点の理解も深まることから、より効果的な運営につながるものと考えられます。

⑥ 重症心身障がいや医療的ケアの必要な重度の障がいのある人への支援の推進を図るため、地域の協議会等の場を活用し、地域の実情の把握や、課題解決に向けた協議を行なっている。

※新規

ガイドラインの目指す姿を実現するための機能等

- 児童福祉法第56条の6第2項においては、地域の協議会等を協議の場として位置けるとされています。
- 医療的ケアなどを必要とする重度の障がいのある人への支援の充実を図るため、日中活動への参加や家族の休息(レスパイト)の確保など、地域生活を支援する体制の充実について協議するとともに、できるだけ身近な地域において必要なサービスが受けられるよう調整が必要です。

医療的ケア児(者)に係る協議事項を追記

⑦ 利用しやすさとの調和を図り、安心して成年後見制度を利用できる環境を整備する。

※新規

ガイドラインの目指す姿を実現するための機能等

再掲【Iの1の⑩】 (P.6)

2 権利擁護や暮らしづらさの解消などについて地域の人々が協議し、課題解決に向けた取組みが行われている。

① 権利擁護などに対する住民の理解の促進、虐待や差別等をはじめとした暮らしづらさの解消などについて、地域の様々な立場の人々が、それぞれの組織を超えて協働する場（調整委員会）があり、必要に応じ関係機関とも連携しながら、官民が一体となった取組みが行われている。

2 権利擁護や暮らしづらさの解消などについて地域の人々が協議し、課題解決に向けた取組みが行われている。

① 権利擁護などに対する住民の理解の促進、虐待や差別等をはじめとした暮らしづらさの解消などについて、地域の様々な立場の人々が、それぞれの組織を超えて協働する場（調整委員会）があり、官民が一体となった取組みが行われている。

ガイドラインの目指す姿

ガイドラインの目指す姿を実現するための機能等

○ 条例に規定された調整委員会は、障がい者の暮らしづらさの解消を図ることを目的に、市町村が設置する協議組織とされています。暮らしづらさとは、障がい者の暮らしを支えるサービスをはじめとした障がい者福祉に関すること、差別や不利益な扱いなど障がい者の権利の擁護に関する事など、日常生活において発生する様々な困りごとに由来するものであり、その解消を図るため、調整委員会の役割としては、次のようなものがあります。

① 虐待や差別等、暮らしづらさに関する相談について、中立公正な立場で協議し、相談者等への助言や解決案を提示すること。
② 虐待や差別等、暮らしづらさの解消を図るため、その原因の1つである誤解や偏見等の解消を図るため、障がい特性や障がい者に対する住民の理解を広げる取組みなどについて協議すること。
③ 暮らしづらさの原因の1つである社会資源の不足等について、既存の社会資源の改善や新たな開発などについて協議を行うこと。

○ このように、調整委員会においては、個人的な暮らしづらさの問題ばかりでは

なく、地域の課題についても協議できる機能が求められ、その場合、地域自立支援協議会の地域課題の解決を図る機能を活用するのが最も効果的と考えられます。この様な機能を有する専門部会や課題別検討会等の中に調整委員会を位置づけ、守秘義務にも配慮しながら取り組むこととなります。

○ また、合理的配慮の欠如などの差別等の事案については、絶対的な判断基準があるわけではなく、地域の状況など、個別事案ごとに判断することが必要となります。したがって、調整委員会で扱った事案について、単に解決を図るというだけではなく、記録を作成して情報として集積し、その後の判断の材料とする取り組みが大切です。

○ 障がい者への虐待に対応する窓口として、市町村は「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく「市町村障害者虐待防止センター」の機能を確保し、地域の関係機関や道の設置する障がい者権利擁護センターと連携・協力を図りながら、障がい者虐待の防止に取り組むことが必要です。

○ 深刻な虐待や権利侵害に関する事案や、一市町村の問題としては解決が難しい事案などについては、地域づくり委員会、警察など関係機関とも連携し、迅速な対応を行うことが大切です。

○ 暮らしづらさを未然に防止する視点は重要であり、市町村が、地域自立支援協議会を構成する関係機関等と連携し、きめ細かな取り組みを行うことが大切です。例えば、消費者被害を未然に防止するため、単に公報誌により被害にあわないよう呼びかけるだけではなく、地域自立支援協議会を構成する関係機関や特別支援学校、消費生活センターと連携することにより、地域で暮らす障がい者に消費者被害についての情報を若い時から繰り返し提供したり、困ったときには、すぐに相談することの大切さを学習してもらするなど、よりきめ細かな取り組みを行うことが可能になると考えられます。

② 地域で解決が困難な重大な事案や広域で調整が必要な課題については、地域相談員と協働し、また、地域づくり委員会とも密接に連携するなど、課題解決に向け必要な対応が図られている。

② 地域で解決が困難な重大な事案や広域で調整が必要な課題については、地域相談員と協働し、また、地域づくり委員会とも密接に連携するなど、課題解決に向け必要な対応が図られている。

ガイドラインの
目指す姿を実現する
ための機能等

○ 地域づくり委員会は14圏域に設置していますが、障がい者のより身近な地域において障がい者の声に応えることができるようにするため、道では、全道の市町村が配置している身体障害者相談員や知的障がい者相談員などを地域相談員として位置づけ、地域づくり委員会と連携した取組みを進めることとします。

(条例に基づく重層的な地域の支援体制の図)

Ⅲ 障がい者や障がい者の支援に関する社会資源の実態把握

Ⅲ 障がい者や障がい者の支援に関する社会資源の実態把握

ガイドラインの項目

1 地域で生活する障がいのある方等の生活実態について把握し、その情報を有効に活用している。

1 地域で生活する障がい者の生活実態について把握し、その情報を有効に活用している。

ガイドラインの
目指す姿

① 個人情報やプライバシー保護に十分な配慮を行い、個人情報の活用についての理解が得られるよう取組みながら、障がいのある方等の生活実態に関する情報を把握し、災害時等の危機管理対策や孤立化の防止などに活用している。

② 個人情報やプライバシー保護に十分な配慮を行いながら、障がいのある方等の生活実態に関する情報を把握し、潜在化しているニーズの掘り起こしや見守りなど、チームアプローチによる個別支援の充実につなげている。

① 個人情報やプライバシー保護に十分な配慮を行い、個人情報の活用についての理解が得られるよう取組みながら、障がい者の生活実態に関する情報を把握し、災害時等の危機管理対策や孤立化の防止などに活用している。

② 個人情報やプライバシー保護に十分な配慮を行いながら、障がい者の生活実態に関する情報を把握し、潜在化しているニーズの掘り起こしや見守りなど、チームアプローチによる個別支援の充実につなげている。

ガイドラインの
目指す姿を実現する
ための機能等

○ 個人情報を把握する場合、その利用目的により必要とされる情報は異なります

が、利用目的及び対象者の範囲の考え方を明確にして対象者を決定するとともに、収集する情報の内容は、利用目的を達成するために必要な範囲内とすることが大切です。

○ 災害が発生した場合、情報の入手や自力での避難が困難な災害時要援護者（乳幼児、障がい者、高齢者など）は、災害対応能力が弱く、大きな被害を受ける可能性が高くなります。このため、災害時に何らかの支援や安否確認が必要となる災害時要援護者に関する情報の把握の必要性は高く、平常時から、情報把握対象者の範囲の考え方や把握する情報の内容について、関係者間で協議し、避難支援プラン等が作成できるよう取り組むことが大切です。また、得られた情報は適宜更新するなど、最新の状況が把握できるようにすることも大切です。

○ 障がいのある方の中には、手帳の申請や相談業務だけでは把握できない潜在化している人たちがいます。様々な支援が必要であるにも関わらず、家族とひっそりと暮らしてきたため、両親が亡くなった後に支援の必要性が表面化することも少なくありません。このような人たちをどのようにしたら把握できるのか、地域のネットワークの活用や、町内会、地域住民と協力した見守り体制を築くなど、孤立化することのないよう普段から関係者の間で協議することが必要です。

○ 社会資源の問題などから地域での家族との生活を諦めて転出せざるを得なかった人たちの声、生活実態は、地域づくりの目指す方向性に多くの示唆を与えてくれます。

【孤立化防止の考え方】
 支援が必要な状況でありながら、自らその必要性を認識できなかったり、支援を受けたいと思っても、その方法がわからなかったりして、孤立化してしまう場合があります。こうしたことを防止するため、日頃から障がいのある方々の把握や地域と連携した見守りが重要です。

2 インフォーマルサービスを含む社会資源についての把握・評価を行い、

2 インフォーマルサービスを含む社会資源についての把握・評価を行い、

ガイドラインの

関係者で共有する取組みが行われている。

- ① 地域の協議会等において、インフォーマルサービスを含めた社会資源の把握や情報の共有化を図り、チームアプローチによる個別支援の充実につなげている。
- ② 社会資源の把握に当たっては、事務所などの現場に実際に足を運ぶなど、きめ細かな情報の把握と積極的なネットワークづくりに努めている。
- ③ 社会資源や地域のニーズに関する情報を基に、地域の特徴や資源の過不足などの診断・評価を行い、現在地域にある社会資源の新たな活用等にも取り組んでいる。
- ④ 地域生活支援拠点に関わる全ての機関及び人材の有機的な結びつきを強化し、他施策や他職種と連携した整備を促進している。

関係者で共有する取組みが行われている。

- ① 地域自立支援協議会において、インフォーマルサービスを含めた社会資源の把握や情報の共有化を図り、チームアプローチによる個別支援の充実につなげている。
- ② 社会資源の把握に当たっては、事務所などの現場に実際に足を運ぶなど、きめ細かな情報の把握と積極的なネットワークづくりに努めている。
- ③ 社会資源や地域のニーズに関する情報を基に、地域の特徴や資源の過不足などの診断・評価を行い、現在地域にある社会資源の新たな活用等にも取り組んでいる。

目指す姿

ガイドラインの目指す姿を実現するための機能等

○ 障がい者の生活を支える様々な支援に活用できる社会資源は、自立支援法に基づく介護給付や訓練等給付等、法令に基づくものだけではなく、また、福祉分野に限定されたものではありません。法令や自治体の要綱に基づく公的なサービスが及ばない部分をカバーし、また、利用者のニーズに添ったきめ細かな対応が可能で、いわゆるインフォーマルサービスは、障がい者にとって、非常に身近な存在であり、地域生活を支える重要な社会資源となっています。

しかし、それらのサービスは、個人的なつながりの中で提供されていたり、一部の利用者、関係者の間でのみ利用されるなど、広く一般に知られていないことも多いのです。

このため、地域自立支援協議会のメンバーなど、障がい者の支援に関わる関係者の間で、インフォーマルサービスを含めた社会資源の情報を把握し、地域の社会資源全体の情報を共有化して、支援に活用できる社会資源の種類と量を増やすことが、ニーズに添ったきめ細かな支援を行う上で役立ちます。

○ 社会資源の把握に当たっては、それぞれの事業者が提供するサービスの特徴を含めたきめ細かな情報を把握し、相談者のニーズに添った支援に役立てることが大切です。

同じ種別のサービスであっても、事業者によって得意とする分野があり、また、

独自に取り組んでいるサービスなど、それぞれ特徴があります。そうした情報を把握するためには、事業所に足を運び、現場を見ることが、事業者と話をすることが一番の方法です。単に事業所の特徴や状況がわかるだけでなく、互いに顔をあわせることで、新たな協力関係が生まれ、地域のネットワークの仲間を増やすことにもつながります。

○ インフォーマルサービスを含む地域の社会資源全体の情報、現状の社会資源では対応が困難な支援に関する情報、さらには、それらの情報を基に、地域の特徴や資源の過不足等を診断し評価することにより得られる情報等は、地域自立支援協議会において地域課題解決の方針を決定する上で欠かすことができない重要なものとなります。評価の方法等、地域自立支援協議会のメンバーと協議しながら効果的な現状評価の方法を検討し、実施することが大切です。

○ 地域における体制整備は、地域福祉や地域包括ケア等の既存の資源・仕組みを活用しつつ、地域福祉計画など既存の施策を有機的な連携を図りつつ進めることが必要です。

【道における地域生活支援拠点の整備に係る基本的な考え方について】
「北海道における地域生活支援拠点のあり方等について（平成28年1月21日付け保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課長通知）」

○市町村においては、関係機関との連携はもとより、近隣市町村とも情報交換を行いながら、障がいのある人等が、住み慣れた地域で安心して暮らしているよう取り組んでいるが、地域生活を支える社会資源については、地域間格差が生じている状況がある。

そのため、拠点に必要な「居住支援機能」と5つの「地域支援機能」について、社会資源が不足している地域では、全ての機能を一度に整備することは難しい。

このような現状に鑑みて、「居住支援機能」、「相談支援機能」及び「地域の体制づくり」については、拠点構成市町村に整備することを必須とし、その他の機能については、各市町村が、拠点として目指す姿を協議会等で明確にした上で、不足する社会資源や機能は、当該拠点構成市町村以外の社会資源などを活用し、既にある関係機関との連携体制をシステム化するなどして効果的かつ包括的に機能強化させ

くぶん 区分	きのう 機能	せいび ひと じようきよう 整備と認められる状況
-----------	-----------	-----------------------------

地域づくりCo部会の
意見を踏まえて移動

計 画 的 拠 点 構 成 市 ・ 町 村 内 に 必 ず 整 備 す る 社 会 資 源 な ど の 活 用 可 場 合 は、 拠 点 を 整 備 し た も の と す る こ と が で き る と し て い ま す。	きよじゆうしえんきのう 居住支援機能	○ 全ての機能が整備済みであること ※ 現有する社会資源などの活用・機能強化を含む。 ※ 将来的な整備計画があり、かつ、当面の対応が確保されている場合を含む。
	そうだんしえんきのう 相談支援機能	
	ちいきたいせい 地域の体制づくり	
	たいけんきかいぼかくほ 体験の機会・場の確保	
	きんきゆうときうけいれたいおう 緊急時の受入・対応	
	せんもんせいかくほ 専門性の確保	

あい きよてん せいび
 合は、拠点を整備したものとすることができるとしています。

ちいきせいかつしえんきよてんせいびしやう
 ○ 地域生活支援拠点の整備は、障がいのある人等に地域での暮らしの「安心感」
 たんぼおこな
 を担保するために行うものであり、障がいのある人等の生活を地域全体で支え
 るシステムの実現、さらには、「地域づくり」であることも視野に入れながら行
 う必要があります。

⑤地域における差別解消に向けた取組みを推進するため、市町村は職員の対応要領を作成し、必要な都度見直しを行うほか障がい者差別解消支援地域協議会の設置に努めている。

※ 新規

ガイドラインの目指す姿を実現するための機能等

○ 障がい者差別解消支援地域協議会を設置することにより、関係機関等で共有蓄積した相談事例等を踏まえて迅速に権限ある機関へつなぐなどの対応が可能となり、更に、関係者間で意見交換を行うことにより、紛争解決に向けた対応力の向上が図られます。
また、対応要領や事例集などを作成して障がい者差別の解消に向けて取り組むことで、職員の障がい者への対応力の向上及び権利擁護に関する意識が高まります。

(出典：「障がい者差別解消支援地域協議会設置の手引き」平成27年11月内閣府障がい者施策担当)

⑥障がいのある子どもに対し、地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図りライフステージに沿って、切れ目の無い一貫した支援を提供する体制を整備している。

※ 新規

ガイドラインの目指す姿を実現するための機能等

○ 障がいのある子どもは、他の子どもと異なる特別な存在ではなく、同じ子どもであるという視点に立って、子ども・子育て支援法に基づく子育て一般施策の育ちの支援とともに、発達の段階や個々の障がいの特性に応じて障がい児支援が連携し、障がいのあることが大きな不安にならないよう、子どもとして健全に育つ権利を保障することが必要です。

○ 市町村の障害児支援担当部局、母子保健や子ども・子育て支援、社会的養護等の児童福祉担当部局、保健センター、病院・診療所、訪問看護ステーション、児童相談所、発達障害者支援(地域)センター、障害児相談支援事業所、保育所、認定こども園、幼稚園、学校、特別支援学校、児童委員等の関係機関と連携を図り、支援が必要な子どもと保護者の支援が保育所や学校そして就労等に適切に移

第5期北海道障がい福祉計画に盛り込んだ内容から抜粋。

ぎょう てきせつ しえん ひ つ たいせい せいび もと
行され、適切な支援が引き継がれていく体制の整備が求められます。

○ ようじき がくれいき しゅうろうき いつかん しえん おこな にゅうようじき
幼児期から学齢期、就労期へと一貫した支援が行われるよう、乳幼児期から
の しえん がっこうとう さくせい こべつ きょういくしえんけいかく いたいでき かつよう
支援ファイルと学校等で作成される個別の教育支援計画を一体的に活用すると

もに、サービス利用の際の障害児支援利用計画等や事業所で作成される個別支援
けいかくとう れんけい しえん ひつよう
計画等とも連携した支援が必要です。

⑦ しよう じゅうどか ちようふくか たようか たいおう じどうはつたつしえん
障がいの重度化・重複化や多様化に対応するための児童発達支援セ
んターと同等の機能を有する市町村子ども発達支援センターは、専門的機能
の強化を図り、地域における中核的な施設としての機能を確保している。

※ しんき
新規

ガイドラインの
めざす姿を実現す
るための機能等

【市町村子ども発達支援センターとは】
はつたつ おく き だんかい おも じどうふくしほう もと じどうはつたつしえん ほうか
発達の遅れに気づいた段階から、主に、児童福祉法に基づく児童発達支援や放課
あととう りよう つな しえん おこな きかん
後等デイサービスの利用に繋がるまでの支援を行う機関です。

○ しよう き だんかい みちか ちいき しえん しよう しゅべつ
障がいの気づきの段階から身近な地域で支援できるように、障がい種別にか
かわらず、質の高い専門的な発達支援の充実を図るとともに、どの地域におい
ても等しく一定の支援が受けられるよう地域支援体制の構築が必要です。

○ しよくたくい えいようしとう じんいんき じゆん ゆうぎしつ ちようりしつとう せつび き じゆん み ぼ
嘱託医や栄養士等の人員基準や、遊戯室や調理室等の設備基準を満たす場
あひ じどうふくしほう もと どうふけん してい じどうはつたつしえん しよう
合に、児童福祉法に基づき、都道府県が指定する児童発達支援センターと、障
じとう しえんたいせいせいび じぎょう もと しちようそん じつし しちようそんこ はつたつしえん
がい児等 支援体制整備事業に基づき市町村が実施する市町村子ども発達支援
センターのうち、保育所等訪問支援や障害児相談支援等の指定を受け児童発達
しえん どうとう きのう ゆう しちようそんこ はつたつしえん ちいき
支援センターと同等の機能を有する市町村子ども発達支援センターを、地域に
ちゆうかくてき いちづ しえん じゆうじつ はか もと
おける中核的な施設として位置付け、支援の充実を図ることが求められます。

じどうふくしほう もと
児童福祉法に基づく
していっしよし しえん じ
指定通所支援の事
ぎようとう じんいん せつび およ
業等の人員、設備及
うんえい かん き
び運営に関する基
じゆん いんよう
準から引用。

しよう じ しえんたいせい
障がい児支援体制
ひとし じぎょう しちようそん
整備事業市町村
こ はつたつしえん
子ども発達支援セン
ター「市町村子ど
も発達支援センター
じぎょう いんよう
事業」から引用。

IV ちいきじゆうみん かんけいしや れんけい しよう しゃ しえんたいせい かくほ
地域住民と関係者との連携した障がい者の支援体制の確保

IV ちいきじゆうみん かんけいしや れんけい しよう しゃ しえんたいせい かくほ
地域住民と関係者との連携した障がい者の支援体制の確保

ガイドラインの項目

ちいき すいしん
(地域コミュニティづくりの推進)

1 障がい及び障がい者に対する地域住民の理解を促進する取組みが行われている。

- ① 高齢者、障がい者、児童などが自由に交流できる「場」を確保するなど、住民と障がい者が日常的に接する機会をつくっている。
 - ② 学校教育の場、講演会、学習会、対話集会、広報誌など、あらゆる機会を活用して、障がいや障がい者についての住民理解が促進されるような機会をつくっている。
 - ③ 障がいのある人にとって、意思疎通支援の手段が多様にあることや、手話が言語であることについての住民理解が促進されるような機会をつくっている。
- また、情報保障のために障がいのある人に応じた配慮が必要であることについて住民理解が促進されるような機会をつくっている。

ちいき すいしん
(地域コミュニティづくりの推進)

1 障がい及び障がい者に対する地域住民の理解を促進する取組みが行われている。

- ① 高齢者、障がい者、児童などが自由に交流できる「場」を確保するなど、住民と障がい者が日常的に接する機会をつくっている。
- ② 学校教育の場、講演会、学習会、対話集会、広報誌など、あらゆる機会を活用して、障がいや障がい者についての住民理解が促進されるような機会をつくっている。

ガイドラインの
目指す姿

ガイドラインの
目指す姿を実現する
ための機能等

○ 暮らしやすい地域づくりのため、障がいや障がい者に対する住民の理解の促進を図ることは、欠かすことのできない重要な取組みです。障がい者と住民の交流、理解を深める交流の拠点づくり、効果的な情報の管理・発信等、地域でいろいろな取組みが行われています。

○ 障がいに対する理解を促進するためには、幼児期からその年代に即した方法で、障がいや人権について学ぶことが有効です。普及啓発のための市町村の取組み例としては、学校教育の場であれば、障がい者から障がいの特性や障がい者との接し方などについて話しを聞いたり、DVDを用い学習をするなどの方法があります。また、一般向けとしては、広報誌やリーフレットによる啓発だけでなく、講演会や学習会、対話集会の開催、企業や商店が職員を対象に実施する接遇や理解促進のため、の取組みを支援することなどが考えられます。

○ 右記のとおり

③については、8月

開催予定の意思疎通支援部会で詳細を検討される予定のため、検討結果を盛り込むこととする。

④ 障がいのある子どもが、地域の保育、教育等の支援を受け、障がいの有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう地域社会への参加や、包容を推進している。

※新規

ガイドラインの目指す姿を実現するための機能等

○ 障がいのある子どもが可能な限り、地域の保育、教育等の支援を受けられるようにすることで、障がいの有無にかかわらず、全ての子どもが共に成長できるよう、地域社会への参加や包容を推進する必要があります。可能な限り、地域の保育、教育等の支援を受けられるようにしていくとともに、同年代の子どもとの仲間作りを図っていくことが求められます。

第5期北海道障がい福祉計画に盛り込んだ内容から抜粋。

○ 障害児通所支援事業所等が保育所や認定こども園、放課後児童クラブ(放課後児童健全育成事業)、幼稚園、小学校及び特別支援学校等の育ちの場での支援に協力できるような体制を構築することにより、障がいのある子どもの地域社会への参加・包容の仕組みが必要です。

第5期北海道障がい福祉計画に盛り込んだ内容から抜粋。

2 身近な協力者を増やし、障がい者の地域生活を見守る協力体制を確保するとともに、障がい者が主体的に地域づくりに参画する仕組みが行われている。

2 身近な協力者を増やし、障がい者の地域生活を見守る協力体制を確保するとともに、障がい者が主体的に地域づくりに参画する仕組みが行われている。

ガイドラインの目指す姿

① 町内会活動、老人クラブ、文化活動サークル等、地域住民の様々な自主的な活動への参加や、障がい当事者による自主的な活動への参加により、

① 町内会活動、老人クラブ、文化活動サークル等、地域住民の様々な自主的な活動への参加や、障がい当事者による自主的な活動への参加により、

ガイドラインの目指す姿を実現す

<p>で 相互交流が図られ、また、こうした場などで障がい者が自ら進んで活躍 きる環境を整備するなど、地域のコミュニティの形成や活用に積極的な支 援を行っている。 ② 障がいのある方等の地域での生活を見守り支援するため、医療機関、障 害福祉サービス事業所、意思疎通支援者、雇用先などのほか、コンビニ、 新聞配達所等、民間企業との協力体制や警察、消防などとの緊急時の 連携 体制が構築できている。</p>	<p>で 相互交流が図られ、また、こうした場などで障がい者が自ら進んで活躍 きる環境を整備するなど、地域のコミュニティの形成や活用に積極的な支 援を行っている。 ② 障がい者の地域での生活を見守り支援するため、医療機関、障害福祉 サービス事業所、雇用先などのほか、コンビニ、新聞配達所等、民間企業 との協力体制や警察、消防などとの緊急時の連携体制が構築できている。</p>	<p>る ための機能等</p>
	<p>○ 町内会活動、老人クラブ、文化活動サークル等、地域住民の様々な自主的な活動 において、同じ地域に暮らす住民として、障がい者が一緒に参加し、活躍できる出 番があり、相互に交流を図ることは、障がい者に対する理解の促進や互助意識を 育むことにつながり、地域で暮らす障がい者の身近な理解者や協力者を増やす 大切な取組みとなります。</p>	
	<p>○ 障がい者自らが、障がい当事者による自主的な活動に参加することで当事者 による相互交流の輪が広がり、こうした活動への支援や周知、紹介も大切な取組 です。</p>	
	<p>○ 障がい者の生活に密接に関わっている機関や普段出かけて行く機会の多いお店、 定期的に障がい者のお宅を訪問する事業者や新聞配達所などとの協力体制は、 見守りが必要な障がい者の生活上の変化や支援の必要性の把握などにも役立ち、 相談支援事業所にとっても大きな助けとなります。</p>	
	<p>○ また、災害や事故など、緊急事態が発生した時には、警察や消防の協力を得 ることが欠かせません。そのような事態も想定し、普段から地域の連携体制を確保 しておくことが重要です。</p>	
<p>3 災害時における障がい者の支援体制が確保されている。</p>	<p>3 災害時における障がい者の支援体制が確保されている。</p>	<p>ガイドラインの</p>

取

- ① 平常時から、災害時要援護者の把握に努めるとともに、地域住民が参加し実施する防災訓練等において、日頃から、住民の自助力向上のための組みや災害時要援護者への対応方法等の周知を図っている。
- ② 平常時から、地域住民と災害時要援護者とのコミュニケーションを図り、地域住民同士の支援体制の整備、連絡・情報伝達や避難所における支援、各種関係者・団体との協力体制の確立、さらには、災害時要援護者のための福祉避難所として社会福祉施設等の指定などの取組みを行っている。

取

- ① 平常時から、災害時要援護者の把握に努めるとともに、地域住民が参加し実施する防災訓練等において、日頃から、住民の自助力向上のための組みや災害時要援護者への対応方法等の周知を図っている。
- ② 平常時から、地域住民と災害時要援護者とのコミュニケーションを図り、地域住民同士の支援体制の整備、連絡・情報伝達や避難所における支援、各種関係者・団体との協力体制の確立、さらには、災害時要援護者のための福祉避難所として社会福祉施設等の指定などの取組みを行っている。

ガイドラインの
目指す姿を実現す
るための機能等

- 「非常時は、普段以上のことはできない。しかし、普段できていることは、非常時にも活かせる」と言われるように、普段から、災害時を想定した十分な取組みを進めることが重要です。

- 北海道では、平成18年3月に「災害時における高齢者・障がい者等に対する支援対策マニュアル」を、平成20年6月に「福祉避難所設置・運営に関するガイドライン」が国から示されたことから、市町村において災害時要援護者対策を進める際に活用しやすいものにするため、平成23年8月に「災害時要援護者支援対策の手引き」を策定しました(平成26年3月改訂)。こうしたマニュアルや手引きを基に、平常時から災害時における支援体制を整備しておくことが大変重要です。

- 北海道では、平成18年3月に「災害時における高齢者・障がい者等に対する支援対策マニュアル」を、平成20年6月に「福祉避難所設置・運営に関するガイドライン」が国から示されたことから、市町村において災害時要援護者対策を進める際に活用しやすいものにするため、平成23年8月に「災害時要援護者支援対策の手引き」を策定しました。こうしたマニュアルや手引きを基に、平常時から災害時における支援体制を整備しておくことが大変重要です。

じ てん し ゆ う せ い
時点修正

【平常時における取組】
1 要援護者情報の共有等

- 【平常時における取組】
1 要援護者情報の共有等
- 市町村において、「災害時要援護者避難支援プラン」の策定や支援体制の整備を進めるためには、平常時からの要援護者情報の収集・共有が必要です。

- 内閣府が平成18年3月に取りまとめた「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」においては、災害時要援護者情報の福祉部局と防災部局の共有化を進める

方法として、関係機関共有方式、手上げ方式、同意方式の3つについて、次のとおり規定しています。

① 関係機関共有方式

・地方公共団体の個人情報保護条例において保有個人情報の目的外利用・第三者提供が可能とされている規定を活用して、要援護者本人から同意を得ずに、平常時から福祉関係部局等が保有する要援護者情報等を防災関係部局、自主防災組織、民生委員などの関係機関等の間で共有する方式。

＜個人情報保護条例において目的外利用・第三者提供が可能とされている規定例＞

- ・「本人以外の者に保有個人情報を提供することが明らかに本人の利益になる」と認められるとき
- ・「実施機関が所掌事務の遂行に必要な範囲内で記録情報を内部で利用し、かつ、当該記録情報を利用することについて相当な理由があるとき」
- ・「保有個人情報を提供することについて個人情報保護審議会の意見を聴いて特別な理由があると認められるとき」等

② 手上げ方式

・要援護者登録制度の創設について広報・周知した後、自ら要援護者名簿等への登録を希望した者の情報を収集する方式。

・実施主体の負担は少ないものの、要援護者への直接的な働きかけをせず、要援護者本人の自発的な意思に委ねているため、支援を要することを自覚していない者や障がい等を有することを他人に知られたくない者も多く、十分に情報収集できていない傾向にある。

③ 同意方式

・防災関係部局、福祉関係部局、自主防災組織、福祉関係者等が要援護者本人に直接的に働きかけ、必要な情報を収集する方式。

・要援護者一人ひとりと直接接することから、必要な支援内容等をきめ細かく把握できる反面、対象者が多いため、効率的かつ迅速な情報収集が困難である。このため、福祉関係部局や民生委員等が要援護者情報の収集共有等を福祉施策

の一環として位置付け、その保有情報を基に要援護者と接すること。または、関係機関共有方式との組合せを積極的に活用することが望ましい。

〈災害時要援護者の避難支援ガイドラインにおける国の考え〉

「国の行政機関に適用される『行政機関の保有する個人情報に関する法律』

では、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるときに、保有個人情報の目的外

利用・提供ができる場合があることを参考にしつつ（第8条第2項第4号・参考条文を参照）

積極的に取り組むこと。

その際、避難支援に直接携わる民生委員、自主防災組織等の第三者への要援護者

情報の提

供については、情報提供の際、条例や契約、誓約書の提出等を活用して、要援護者

情報を受

ける側の守秘義務を確保すること。

個人情報の取扱制度への信頼も高まり、要援護者情報の共有も進んでいくことに

留意する

こと。」として、積極的に関係機関共有方式についても検討するよう呼びかけている。

市町村は、地域の実情を踏まえ、情報把握の方法等について検討し取り組みを進める。

○ 消防庁が平成24年4月1日現在で、全国1、742市町村を対象に実施した、災害時要援護者の避難支援対策への取り組み状況の調査結果

情報の収集・共有の方式を決めている市町村	1,684市町村
そのうち、同意方式と手上げ方式を併用	422市町村(25.1%)
手上げ方式	269市町村(16.0%)
3方式を併用している市町村	254市町村(15.1%)

2 要援護者の避難支援計画（避難支援プラン）の具体化

2 要援護者の避難支援計画（避難支援プラン）の具体化

○ 「避難支援プラン」は、市町村の災害時要援護者支援に係る「全体計画（全体的な考え方）」と要援護者一人一人に対する「個別計画（名簿・台帳）」との構成となっています。

「災害時要援護者の避難支援プラン」を策定し、災害時要援護者の避難支援対策

への取組を促進していくこととしております。

○ 消防庁が平成24年4月1日現在で、全国1,742市区町村を対象に調査した、災害時要援護者の避難支援対策への取組状況の結果

全体計画を策定済みの市町村	1,455市町村
〃 策定中の市町村	249市町村
災害時要援護者名簿を整備中の市町村	1,684市町村
個別計画を策定中の市町村	1,527市町村

* 国は、「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」（平成18年3月改訂）を参考に、市町村において、災害時要援護者の避難支援の取組方針等（全体計画、災害時要援護者名簿、個別計画）が策定・整備されるよう促進している。

3 福祉避難所の指定などの準備

3 福祉避難所の指定などの準備

福祉避難所とは
身体等の状況が特別養護老人ホーム又は老人短期入所までには至らないが、一般的な避難所での避難生活が困難な災害時要援護者のための特別な配慮がなされた避難所

○ 福祉避難所の指定等の準備としては、以下の項目となっています。

- ①福祉避難所の対象となる者の把握
- ②福祉避難所の指定
- ③福祉避難所の周知
- ④福祉避難所の施設整備
- ⑤福祉避難所に係る物資・器財、人材、移送手段の確保
- ⑥福祉避難所と社会福祉施設、医療機関等との連携
- ⑦運営体制の事前整備
- ⑧福祉避難所の運営訓練等の実施

4 平常時から地域住民などとの支援体制の準備

4 平常時から地域住民などとの支援体制の準備

○ 平常時から災害時要援護者の状況把握、地域住民同士による支援体制づくりを進める必要とともに、災害時要援護者と地域住民とのコミュニケーションを密にし、防災意識や災害時の支援意識の醸成を図ることの重要です。

<p>○ 地域コミュニティと防災意識の醸成</p>	<p>○ 地域コミュニティと防災意識の醸成</p> <p>災害発生直後の災害時要援護者への地域住民の支援については、平常時における近隣との関係の差異が初期救援の明暗を分けると言われており、日頃から災害時要援護者と地域住民とのコミュニケーションを密にし、災害時における支援意識の醸成を図ることが重要です。また、市町村は、災害時要援護者本人や家族、社会福祉施設等の管理者等に対し、防災知識の普及・啓発に努めるとともに、防災訓練への積極的な参加を求め、災害時要援護者対策を重視した防災訓練を実施することが必要です。</p>	
<p>① 地域住民等に対する周知</p>	<p>① 地域住民等に対する周知</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域における防災対応力の向上を図るため、地域住民に対し、防災に関する知識の普及・啓発を行うとともに、災害時要援護者への対応方法などについても周知します。 ・さらに、日頃から災害時要援護者とのコミュニケーションを図り、室内の家具の固定などが自力でできない災害時要援護者に対して、家具の点検、固定を助力するなど互助意識を育み、地域住民同士の支援体制を整備します。 	
<p>② 社会福祉施設等との連携</p>	<p>② 社会福祉施設等との連携</p> <p>社会福祉施設等と地域住民とが、災害時において連携を図ることができるよう、地域の防災訓練に施設の職員等が参加して、災害時要援護者の応急救助や介護方法の訓練を行ったり、施設の防災訓練に地域住民が参加して、入所者の避難誘導を手伝うなど、平常時から連携を図り、相互援助の体制整備を図ることが効果的です。</p>	
<p>③ 災害時要援護者対策を含めた防災訓練</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時要援護者の避難行動等の特徴に配慮した訓練の実施 	<p>③ 災害時要援護者対策を含めた防災訓練</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時要援護者の避難行動等の特徴に配慮した訓練の実施 <p>夜間や積雪時における災害発生を想定した訓練を行うことも重要です。その際には、消防関係者からの助言やボランティア等の参加・協力を得ることが不可欠です。</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・避難場所までの避難訓練の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難場所までの避難訓練の実施 <p>災害時要援護者と支援者が参加して防災訓練を行い、避難誘導等における留意点などを確認しておきます。視覚障がい者の場合は、避難場所までの経路を歩いて確認すること、車イスでの移動が必要な場合、避難場所までの間に通れない</p>	

い場所 がないかどうかなども確認しておきます。

・災害図上訓練 "DIG" (Disaster Imagination Game) の実施

・災害図上訓練 "DIG" (Disaster Imagination Game) の実施
地域住民が参加して、地図を囲みながら、災害想定を条件設定し、図上訓練を行います。図上訓練は比較的、手軽に実施することができ、また、参加者が災害全体のイメージを共用できることから、住民の防災意識の醸成にも有効な手立てとなります。地域の住民が参加して、避難誘導や関係機関との連絡などについて、ディスカッションを行うことにより、地域の住民のネットワークづくりに役立つことが期待できます。

【災害時における取組】

【災害時における取組】

- 災害発生時における取組は、速やかに実施することが求められる重要な役割として、次の3つが考えられます。
- ① 被災地における障がい者の安否及び被災生活状況の確認
- ② 被災した障がい者の緊急的なニーズの把握とその対応
- ③ 福祉避難所の開設

○ これらの役割が機能するためには、普段から、災害発生時に速やかに安否確認等の行動を起こせる市町村、相談支援事業所及び関係機関との協力体制づくりと、障がい者の生活実態に関する情報の把握、関係機関同士で共有化するルールづくりなどが欠かせません。協力体制は、地域自立支援協議会等の普段の活動を通して、電話1本で協力し合える関係を築くことが重要です。また、情報の把握と共有化のルールづくりについては、個人情報保護法等との関係があり、なかなか難しい状況もありますが、市町村が中心となって、住民の理解を広める積極的な取組みが大切です。

○なお、災害時の取組においては、情報保障への配慮が極めて重要です。災害時には、平常時に増して、様々な情報を適時適切に把握することが必要となりますが、障がい者などの情報弱者とされる方々には、必要な情報が全く伝わらなかったり、伝達が遅れたりすることが少なくありません。

道の意思疎通支援
条
例の趣旨等を踏まえ、記載を追加。

障がいの有無にかかわらず、全ての人々に必要な情報が伝達されるとともに、
 ニーズ等についても適切に把握することができるよう、情報保障への配慮を行っています。
 必要があります。

V 障がいの就労支援

1 障がいの就労を支援するため、関係機関等の連携・協力体制を確保している。

① 市町村、関係機関、施設（事業所）等が合同で、地域における障がいの就労支援に関して協議する場・機会を確保している。

V 障がいの就労支援

1 障がいの就労を支援するため、関係機関等の連携・協力体制を確保している。

① 市町村、関係機関、施設（事業所）等が合同で、地域における障がいの就労支援に関して協議する場・機会を確保している。

ガイドラインの項目

ガイドラインの目指す姿

ガイドラインの目指す姿を実現するための機能等

○ 地域には、障がいの就労に関わる様々な機関が存在しており、市町村をはじめ各機関は、それぞれ専門的な機能を有する社会資源です。しかし、一つの機関だけでは、持っている情報も取り得る支援もある一面に限られてしまい、障がい者にとって十分な支援とはならないことが多くなります。
 地域の障害福祉サービス事業所、障害者就業・生活支援センター、ハローワーク、障害者職業センター、医療機関、特別支援学校、相談支援事業者、経済団体、職親会、自立支援協議会、総合振興局（振興局）・市町村等の行政機関などの関係機関が情報を共有し、相互に連携する関係を築き、連携を強化していくことが、地域の障がいの就労推進につながります。

○ 市町村毎に設置する地域自立支援協議会（就労支援部会等）など地域に存在する障がいの就労支援に関する機関が集まる機会を設定、あるいはそこに参画し、合同で協議する場を確保し、お互いが「顔の見える関係」をつくり、関係機関の連携のもと、障がい者にとって必要な支援を進めることが重要です。（②参照）

○ 市町村毎に設置する地域自立支援協議会（就労支援部会等）や、圏域にある障害者就業・生活支援センターが主催する障害者雇用支援地域合同会議など、地域に存在する障がいの就労支援に関する機関が集まる機会を設定、あるいはそこに参画し、合同で協議する場を確保し、お互いが「顔の見える関係」をつくり、関係機関の連携のもと、障がい者にとって必要な支援を進めることが重要です。（②参照）

障害者就業・生活支援センター事業委託業務実施要領において、市町村との会議の開催を実施項目としていない

○ 市町村は、まず、地域にある他の社会資源に幅広く声をかけ、集まる機会を設定し、あるいはそういう場に積極的に参画し、各機関の持つ情報や専門性を最大限に活用しながら、それぞれの自治体の障がい者の就労に関して、幅広く協議できる体制を確保することが必要です。

② 就労を希望する個々の障がい者に対して、地域の関係機関が必要な情報を共有するとともに、適性評価、職業体験、就労、職場定着、就業生活支援などのプロセス毎に役割分担し、就職の準備段階から職場定着まで支援できる体制を確保している。

② 就労を希望する個々の障がい者に対して、地域の関係機関が必要な情報を共有するとともに、適性評価、職業体験、就労、職場定着、就業生活支援などのプロセス毎に役割分担し、就職の準備段階から職場定着まで支援できる体制を確保している。

ガイドラインの目指す姿を実現するための機能等

○ ①で述べたように、各機関はそれぞれ高い専門性を持っていますが、単独機関だけでは障がい者の様々な悩みや不安の解消には至らないケースもあります。そのような場合には、個々の障がい者の悩みや相談に応じて、必要な関係機関が集まり、障がい者の情報を共有し、関係者が共通の認識にたつて、障がい者の全体像や直面している課題の明確化を図り、解決に向けたアプローチの方法を協議することが重要です。その上で、各機関がプロセスに応じて役割分担しつつ、専門的な役割や力を発揮することにより、その障がい者にとって必要な一体的な支援が実施されることとなります。

○ 関係機関は相互にリンクしながら、共通理解の上 に立って、それぞれの専門的な役割を果たし、障がい者の就労サポートにあたります。市町村はその1機関として機能するとともに、我がまちの障がい者の就労推進のため、関係機関の連携・協力体制を確保しておくことが求められます。

(就労支援ネットワークの図)

2 障がい者の就労促進や職場定着の取り組みが行われている。

① 地域の公的機関、民間企業等において、障がい者の職場実習や職場体験を行う場を確保している。

2 障がい者の就労促進や職場定着の取り組みが行われている。

① 地域の公的機関、民間企業等において、障がい者の職場実習や職場体験を行う場を確保している。

ガイドラインの
目指す姿

ガイドラインの
目指す姿を実現する
ための機能等

○ 多くの場合、障がい者は、施設（事業所）や特別支援学校での訓練、相談、職業体験、実習など、いくつかの段階を経て就労に至ります。中でも職場実習や体験は、短期間でも職場や職業生活を経験できる重要なステップです。

○ 職場実習や職場体験には次のような利点があると考えられます。
・ 通い慣れた施設（事業所）や家ではなく、多くの人が働いている「職場」や「職業生活」を経験できる。一定期間をいつもと違う環境の中で過ごすことで、障がい者の自信につながる。
・ 障がい者にとっても支援者にとっても、それまでの相談やチーム支援でわかった障がい者の特徴（セールスポイント、苦手な事、性格、障がい特性）にあう仕事かどうか、アセスメントができる。
・ いくつか実習や体験を行うことにより、就労の際のミスマッチを少なくすることができ。
・ 受入れ側の公的機関や企業等が、障がい者や障がい者の就労について理解を深める機会となり、就労に結びつくケースもある。

○ こうしたことから、市町村は自ら実習受入れに配慮するとともに、他の公的機関や企業等に対して働きかけを行うなどして、地域内で障がい者が職業体験できる場の確保を図ることが重要です。他の自治体の受入事例の収集や、企業等への働きかけに際しても、圏域での合同会議などの活用や、施設（事業所）
・ 他機関との連携が有効です。

② 就労後の個々の障がい者の悩みなどに対して、相談できる体制を確保している。

② 就労後の個々の障がい者の悩みなどに対して相談できる体制を確保している。

ガイドラインの
目指す姿を実現する
ための機能等

○ 障がい者にとって、就労することがゴールではなく、就労して長く働き続けることが重要です。そのためには、就労後の障がい者が悩みや不安などを感じた場合、安心して相談でき、障がい者を支援できる体制が必要です。

- 相談先としては、次のような社会資源があります。
- ・ 就職先の企業等の同僚・上司（見守る担当者）
- ・ 障害者就業・生活支援センター、市町村の相談支援事業所（I参照）
- ・ ハローワーク
- ・ 障害者職業センターのジョブコーチ等
- ・ 当事者が利用していた施設や在籍していた特別支援学校
- ・ 通院先の医療機関
- ・ 市町村の福祉担当窓口
- ・ 家族や友人

○ しかし、こうした社会資源があっても、障がい者本人にその利用を委ねていては、本人が言い出せなかったり、相談できる機関にたどり着けなければ、相談することができません。また、就労先に任せきりでは負担が大きく、取り得る支援も限定されます。

障がい者や就労先には、就労後も1-②で述べた支援機関が存在していることをあらかじめ知らせておき、障がい者のサインを見逃さず、培ったネットワークを活用して対応できる関係を確保しておくことが大切です。

就労後も相談できる相手がいることが双方の安心につながり、悩みや問題の解決、職場定着につながると考えられます。

また、地域内で、障がい者同士が気軽に話し合える場や機会を設けることは、障がい者にとって心安く、様々な悩みなどを話しやすくなると考えられます。

3 施設や障がい者を雇用する企業を支援する取組みが行われている。

3 施設や障がい者を雇用する企業を支援する取組みが行われている。

ガイドラインの
目指す姿

① 地域の公的機関、民間企業等が施設（事業所）の授産製品購入や業務委

① 地域の公的機関、民間企業等が施設（事業所）の授産製品購入や業務委

ガイドラインの
目指す姿を実現す

託等に配慮している。

② 公共施設や各種イベントを活用し、授産製品や関係企業の製品販売やPRのスペースを確保している。

託等に配慮している。

② 公共施設や各種イベントを活用し、授産製品や関係企業の製品販売やPRのスペースを確保している。

るための機能等

○ 障がい者のうち、一般就労が困難ないわゆる福祉的就労に従事している人の工賃(賃金)は、月額1万8千円程度(H28道内平均)で、障害基礎年金などの社会保障給付と併せても、経済的に自立した生活を送る水準に達していない状況です。この状況を改善するため、道においても、指定法人を通じ施設(事業所)側に働きかけるとともに、製品等を受発注するシステムの活用など工賃向上に向けた取り組みを行っています。

○ 障がい者のうち、一般就労が困難ないわゆる福祉的就労に従事している人の工賃(賃金)は、月額1万9千円程度(H23道内平均)で、障害基礎年金などの社会保障給付と併せても、経済的に自立した生活を送る水準に達していない状況です。この状況を改善するため、道においても、指定法人を通じ施設(事業所)側に働きかけるとともに、製品等を受発注するシステムの活用など工賃向上に向けた取り組みを行っています。

時点修正

○ 工賃の向上は施設(事業所)側の取り組みだけではなく、購入・利用や販売協力などの周囲の支援にかかっています。施設(事業所)の中には、既存の製品だけではなく、新たな注文製作に応えられる施設(事業所)もあります。自治体として、の利用に加えて、地域自立支援協議会などの場で、地域内の施設(事業所)の製品やサービスを周知し、支援方法を検討するなど、販路拡大等に向けたできる限りの支援が求められています。

(工賃向上支援ネットワークの図)

○ また、市町村は、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」に基づき調達方針を定め、施設等からの物品や役務を優先的に調達する必要があります。こうした調達を円滑に推進するため、地方自治法による特定随意契約制度の積極的な活用がもたられます。

さらに、障がい者を多数雇用していたり、施設に製品や業務を積極的に発注しているなど、障がい者の就労を支援している企業の取組を周知し応援することは、他の企業や住民の間に障がい者の就労についての理解を広める効果につながります。「障がい者就労支援企業認証制度」認証企業やサポーター的存在の「障がい者の就労支援の輪を広げる取組～道民一人1アクション」参加企業、地元に着した職親会会員企業など、地域の企業と連携した取組は、障がい者の就労支援の輪を広げる上で今後ますます重要になります。

○ また、市町村は、「国等による障害者就労支援施設等から物品等の調達の推進等に関する法律」に基づき調達方針を定め、施設等からの物品や役務を優先的に調達する必要があります。こうした調達を円滑に推進するため、地方自治法による特定随意契約制度の積極的な活用がもたられます。

さらに、障がい者を多数雇用していたり、施設に製品や業務を積極的に発注しているなど、障がい者の就労を支援している企業の取組を周知し応援することは、他の企業や住民の間に障がい者の就労についての理解を広める効果につながります。障がい者就労支援企業やサポーター的存在のアクションプログラム登録企業、地元に着した職親会加盟企業など、地域の企業と連携した取組は、障がい者の就労支援の輪を広げる上で今後ますます重要になります。

文言修正

③ 企業、施設(事業所)に対して、障がい者の就労支援に関する各種施策(福祉・雇用)などの情報提供や、雇用に向けた働きかけを行う機会を設けている。

③ 企業、施設(事業所)に対して、障がい者の就労支援に関する各種施策(福祉・雇用)などの情報提供や、雇用に向けた働きかけを行う機会を設けている。

ガイドラインの目指す姿を実現するための機能等

○ 障がい者の就労支援に関しては、福祉と雇用の両サイドから制度や各種施策が開かれており、障がい者の就労(雇用)を進める際には、条件に適合する制度や施策を活用することが効果的です。

○ 1で述べたように、普段から関係機関と「顔の見える関係」を築き、情報を収集するとともに、企業や施設(事業所)に対して機会を捉えて提供するなど、制度や施策の活用を図ることが障がい者の就労促進に役立ちます。市町村やIの相談支援事業所は、他機関の施策等の情報を広く把握しておき、詳細については該当機関の力を借りられる関係にあることが大切です。

○ また、2の①でも触れたように、施設(事業所)は、「求人・実習先の確保等」を大きな課題と捉えていますが、個々の施設(事業所)が多く企業に働きかけを行うのは難しく、相手先が限定されるなどの限界もあります。市町村内の施設(事業所)利用者や在宅障がい者、特別支援学校卒業予定者の就労に関するニーズや訓練状況などを把握した上で、施設(事業所)と連携して定期的に地域内の企業に働きかけるなど、自治体としても積極的な支援が求められています。

○ 市町村の中には、他部局等と連携し、観光や農林水産業などの地域振興策と協働して、障がい者の就労先を検討するという動きも出てきています。庁内の関係部局の取組みについても把握し、障がい者の就労を、これまでの業種だけでなく、関係機関と連携しながら、新たな分野や就労形態といった視点から検討することも有効です。

VIその他

VIその他

ガイドラインの項目

1 **地域の協議会等**の「機能」を確保し、実効性のあるものとする取組みが行われている。

① 実効性のあるものとするため組織運営についての検討が行われている。

1 **地域自立支援協議会**の「機能」を確保し、実効性のあるものとする取組みが行われている。

① 実効性のあるものとするため組織運営についての検討が行われている。

ガイドラインの
目指す姿

ガイドラインの
目指す姿を実現する
ための機能等

○ 地域自立支援協議会の設置が進まない理由の一つとして、既に同様の役割を担う委員会や協議会組織が数多く設置されており、それらの組織の中には形骸化しているものもあり、新たな設置の必要性が認められないという意見があります。

○ 障がい者のニーズをしっかりとキャッチする地域の相談窓口と、受け止めたニーズをニーズに添った支援につなげる関係機関によるネットワーク（地域自立支援協議会）は、地域で暮らす障がい者の生活を支える車の両輪です。
地域自立支援協議会は、必要な機能を確保することが重要であり、その形式については、地域の実情に応じて、既存組織の活用、複数市町村による共同設置など、自由にデザインすることが可能です。
従って、既存の組織が、Ⅱ-1に記載した「機能」を有しているか、今一度検証し、それらの「機能」が有効に働くよう取組むことが大切です。

○ 一方、地域自立支援協議会が設置されていても、その活動が、単に、障がい福祉計画作成のための外部委員会、あるいは、地域の関係団体との情報交換的な役割しか果たしていない場合は、本来の目的である地域課題の解決を図るための「機能」が発揮できるよう、組織の見直しなどを行うことが大切です。

② 地域の様々な制約がある場合、取組みの優先順位を検討するなど、地域の実情を踏まえた検討が行われている。

② 地域の様々な制約がある場合、取組みの優先順位を検討するなど、地域の実情を踏まえた検討が行われている。

ガイドラインの
目指す姿を実現する
ための機能等

○ 地域自立支援協議会は、市町村の人口規模や社会資源の実情を踏まえ、実効性を発揮できる組織とすることが重要です。
最初は地域が最も必要としている機能を確保することから取組み、例えば、地域づくりを進めたいという思いを共有する関係機関と協力し、個別支援会議と定

例会^{れいかい} を立ち上げ^{たあ}、個別^{こべつ}の相談^{そうだん}におけるニーズ^{たい}に対する支援^{しえん}の検討^{けんとう}から始め^{はじめ}、課題^{かだい}に対し^{たい}て協働^{きやうどう}して取組み^{とりく}、解決^{かいけつ}する体験^{たいけん}を積み上げる^{つあ}ことが大切^{たいせつ}です。

このような成功^{せいこう}体験^{たいけん}を積み上げる^{つあ}活動^{かつどう}を通して、関係者^{かんけいしや}相互^{しやう}の絆^{きずな}を深めるとともに、ネットワーク^{さんかく}に参画^{なかも}する仲間^ふを増やし^{かだい}ながら、課題^{かだい}を解決^{かいけつ}する力^{ちから}を養い^{やしな}、徐々^{こんなん}に困難^{かだい}な課題^{とく}にも取り組む^{だんかいてき}など、段階^{とりく}的な取組み^{けいぞく}を継続^{じゆうよう}することが重要^{じゆうよう}です。

すぐには成果^{せい}は上がらない^かかもしれません。しかし、社会資源^{しやかいしげん}が何もない^{なに}と考^{かんが}えて諦^{あきら}めてしまう^{あきら}のではなく、地域^{ちいき}で思い^{おも}を共有^{きやうゆう}化した人々^かとの協働^{ひとひと}作業^{きやうどう}とい^{さぎよう}うプロ^{あきら}セス^{あきら}を大切^{たいせつ}に、自分^{じぶん}達^{たち}の手^てで地域^{ちいき}をつくる、制度^{せいど}がなければ、地域^{ちいき}の知恵^{ちえ}と力^{ちから}を結集^{けつしゆう}し、自分^{じぶん}たち^{たち}で必要^{ひつよう}な制度^{せいど}をつくっていく^{とりく}取組み^{けいぞく}をあきらめず^{あきら}に継続^{けいぞく}すること^{たいせつ}が大切^{たいせつ}なのです。